

【公開版】

日本原燃株式会社
MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 前後対比表

(添付書類一、添付書類二、添付書類八)

2023年3月15日

 については商業機密の観点から公開できません。

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類一「事業計画」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
イ． 変更に係る施設による加工の事業の開始の予定時期 令和4年度	イ． 変更に係る施設による加工の事業の開始の予定時期 別途定められる経過措置の終期までに事業を開始する。	原子力規制委員会（令和3年4月21日）における標準応答スペクトルの規則への取り入れに係る経過措置への考え方を踏まえた事業の開始時期を記載 【今後の変更】 2020年12月16日付けの再処理事業所MOX燃料加工施設の工事計画の変更の届出（2020燃建発第14号）に伴う事業の開始予定時期、変更に係る事業開始予定時期を反映

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類一「事業計画」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）							変更後（赤字：変更対象箇所）							備考（変更理由等）					
ロ. 変更に係る施設による加工の事業の開始の日以後5年内の日を含む毎事業年度における製品の種類の予定加工数量 （単位：t・HM）							ロ. 変更に係る施設による加工の事業の開始の日以後5年内の日を含む毎事業年度における製品の種類の予定加工数量 （単位：t・Put）							予定加工数量は、経済産業大臣が認可する使用済燃料再処理等実施中期計画に基づいて記載することとしており、認可済みの当該計画に定めがない年度については「未定」とする （注1）は、イ. 項の事業開始時期を踏まえた、記載の差異 【今後の変更】 予定加工数量は、現在、使用済み燃料再処理機構が申請中の「使用済燃料再処理等中期計画」が認可された場合、当該計画の数値とする予定 具体的には、令和6年度および令和7年度については当該計画における計画値とし、令和8年度および令和9年度については当該計画において参考値のため、当社がMOX燃料加工施設の運転見通しや設備の更新時期等を考慮の上で、技術的に達成可能な加工可能量を記載する また、当該計画に定めがない令和10年度および令和11年度は「未定」とする					
種類	年度	令和					種類	年度	令和										
		4	5	6	7	8			(注1)	6	7	8	9		10	11			
BWR燃料集合体								BWR燃料集合体											
PWR燃料集合体												PWR燃料集合体			未定	未定	未定	未定	未定
計												計							
（注1）BWR燃料集合体にはウラン燃料棒を含む。 （注2）ロ. の数値は当社の想定であり、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第45条第1項に定められている使用済燃料再処理等実施中期計画に基づきウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工を行う。							（注1）現時点における加工の事業の開始の日以後5年以内の日を含む事業年度とした。 （注2）「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第45条に規定する使用済燃料再処理等実施中期計画に基づきウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工を行う。												

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類一「事業計画」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）																																																			
<p>ハ. 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画</p> <p>(イ) 工事に要する資金の額</p> <table border="1" data-bbox="231 451 1077 567"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額（億円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事に要する資金の額</td> <td>3,909</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 工事に要する資金の調達計画</p> <p style="text-align: right;">（単位：億円）</p> <table border="1" data-bbox="216 699 1166 1104"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 ～30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事資金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,909</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調達計画</td> <td>自己資金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,909</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,909</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="6">借入金の調達は、政策投資銀行資金及び一般借入金による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ. (ロ)に記載の工事に要する資金は、金融機関からの借入金により調達を行う。</p> <p>借入金に関しては、事業許可以降、単年度で最大1,240億円の資金調達実績があり、調達は十分可能なものであり、資金調達能力を有している。</p> <p>当社が行うMOX燃料加工事業は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づき使用済燃料再処理機構（以下「再処理機構」という。）が行う業務の一部として委託される予定である。</p> <p>再処理等拠出金法においては、再処理機構はMOX燃料加工事業を実施するために必要な資金を確保することが定められている。再処理機構は、2018年4月に経済産業大臣認可を受けた「使用済燃料再処理等実施中期計画」において当社にMOX燃料加工を委託することを前提としており、当社と再処理機構との間で、MOX燃料加工事業に係る委託契約を締結する高い蓋然性がある。</p> <p>借入金については、再処理機構との間で締結予定の委託契約に基づき支払われる料金により返済を行う。</p>		金額（億円）	工事に要する資金の額	3,909	年度	平成 ～30	令和 1	2	3	4	合計	概要							工事資金						3,909	調達計画	自己資金					0	借入金					3,909	合計					3,909	備考	借入金の調達は、政策投資銀行資金及び一般借入金による。						<p>ハ. 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画</p> <p style="color: red;">本変更については工事を伴わないため、これに係る資金は要しない。</p>	<p>工事は発生せず、資金調達を要しないことによる差異</p> <p>【今後の変更】</p> <p>工事は発生せず、資金を要しないものの、建設工事中であることから、工事に要する資金の調達が可能であることを示すため、工事に要する資金額、調達計画を変更する</p>
	金額（億円）																																																				
工事に要する資金の額	3,909																																																				
年度	平成 ～30	令和 1	2	3	4	合計																																															
概要																																																					
工事資金						3,909																																															
調達計画	自己資金					0																																															
	借入金					3,909																																															
	合計					3,909																																															
備考	借入金の調達は、政策投資銀行資金及び一般借入金による。																																																				

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類一「事業計画」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）																																																															
<p>ニ. 変更に係る施設による加工の事業の開始の日以後5年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り</p> <p>(イ) 資金計画</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="261 577 1151 1113"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>令和4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">需要</td> <td>工事資金</td> <td colspan="6" rowspan="6" style="background-color: black;"></td> </tr> <tr> <td>債務償還計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調達</td> <td>資本金</td> </tr> <tr> <td>減価償却費等借入金計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰越金の累計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> <td colspan="6">工事資金には、改良・リプレイス工事資金を含む。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 事業の収支見積り</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="261 1234 1151 1770"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>令和4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">収益</td> <td colspan="6" rowspan="6" style="background-color: black;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総費用</td> <td>製造原価</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">支払利息等計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">損益</td> </tr> <tr> <td colspan="2">損益の累計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> <td colspan="6">令和19年度に累損の解消を見込んでいる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ニ. (イ) に記載の工事に要する資金は、金融機関からの借入金により調達を行うとともに、借入金については再処理機構との</p>	年度		令和4	5	6	7	8	9	需要	工事資金							債務償還計	調達	資本金	減価償却費等借入金計	繰越金の累計		備考		工事資金には、改良・リプレイス工事資金を含む。						年度		令和4	5	6	7	8	9	収益								総費用	製造原価	一般管理費	支払利息等計		損益		損益の累計		備考		令和19年度に累損の解消を見込んでいる。						<p>ニ. 変更に係る施設による加工の事業の開始の日以後5年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り</p> <p style="color: red;">本変更については工事を伴わないため、これに係る資金は要しない。</p>	<p>工事は発生しないことによる差異</p> <p>【今後の変更】</p> <p>加工事業開始以降も事業遂行に係る資金計画等に影響がないことを示すため、MOX燃料加工施設の事業開始以後5年内の資金計画および事業の収支見積りを変更する</p>
年度		令和4	5	6	7	8	9																																																										
需要	工事資金																																																																
	債務償還計																																																																
調達	資本金																																																																
	減価償却費等借入金計																																																																
繰越金の累計																																																																	
備考								工事資金には、改良・リプレイス工事資金を含む。																																																									
年度		令和4	5	6	7	8	9																																																										
収益																																																																	
総費用	製造原価																																																																
	一般管理費																																																																
支払利息等計																																																																	
損益																																																																	
損益の累計																																																																	
備考		令和19年度に累損の解消を見込んでいる。																																																															

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類一「事業計画」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）																																																																						
<p>間で締結予定のMOX燃料加工事業に係る委託契約に基づき支払われる料金により返済を行う。 加工の事業の開始の日までに発生する累損も、再処理機構からの料金により解消する。</p> <p>ホ. 変更に係る施設による加工の事業の開始の日以後5年内の日を含む毎事業年度における加工に要する核燃料物質の種類別の数量及びその取得計画</p> <p>(イ) 加工に要する核燃料物質の種類別の数量 (単位：t・HM)</p> <table border="1" data-bbox="270 793 1163 1150"> <thead> <tr> <th>種類 \ 年度</th> <th>令和4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原料MOX粉末</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原料ウラン粉末</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウラン燃料棒</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 取得計画 原料MOX粉末……………国内電力会社からの支給 原料ウラン粉末……………当社所有物 ウラン燃料棒……………社外からの調達</p>	種類 \ 年度	令和4	5	6	7	8	9	原料MOX粉末							原料ウラン粉末							ウラン燃料棒							計							<p>ホ. 変更に係る施設による加工の事業の開始の日以後5年内の日を含む毎事業年度における加工に要する核燃料物質の種類別の数量及びその取得計画</p> <p>(イ) 加工に要する核燃料物質の種類別の数量 (単位：t・HM)</p> <table border="1" data-bbox="1294 793 2157 1134"> <thead> <tr> <th>種類 \ 年度 (注)</th> <th>令和6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原料MOX粉末</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原料ウラン粉末</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>ウラン燃料棒</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 現時点における加工の事業の開始の日以後5年以内の日を含む事業年度とした。</p> <p>(ロ) 取得計画 原料MOX粉末……………国内電力会社からの支給 原料ウラン粉末……………当社所有物 ウラン燃料棒……………社外からの調達</p>	種類 \ 年度 (注)	令和6	7	8	9	10	11	原料MOX粉末							原料ウラン粉末	未定	未定	未定	未定	未定	未定	ウラン燃料棒							計							<p>加工に要する核燃料物質の種類別の数量は ロ. 項の予定加工数量と燃料体の型式に応じ て決まることから、ロ. 項の予定加工数量と 同様に「未定」とする</p> <p>(注) は、イ. 項の事業開始時期を踏まえ た、記載の差異</p> <p>【今後の変更】 ロ. 項と同様に反映</p> <p>【今後の変更】 「国内電力会社」を「特定実用発電用原子 炉等設置者」に修正</p>
種類 \ 年度	令和4	5	6	7	8	9																																																																		
原料MOX粉末																																																																								
原料ウラン粉末																																																																								
ウラン燃料棒																																																																								
計																																																																								
種類 \ 年度 (注)	令和6	7	8	9	10	11																																																																		
原料MOX粉末																																																																								
原料ウラン粉末	未定	未定	未定	未定	未定	未定																																																																		
ウラン燃料棒																																																																								
計																																																																								

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>イ. 変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による加工の方法又はこれらに準ずるものの概要</p> <p>(イ) 当社は、平成10年12月から約2年間、核燃料サイクル開発機構（現、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）の協力を得ながら、国内MOX燃料加工事業に関する調査及び検討を実施した。これにより、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下「MOX燃料加工施設」という。）の基本仕様、採用技術の評価、選択等に係る技術情報を取得してきた。これらの成果を評価及び検討した結果、加工実績、技術の信頼性、運転経験等に鑑み、平成12年11月にMOX燃料加工の事業化に着手することを決定した。</p> <p>(ロ) 当社は、我が国で唯一プルトニウムの取扱経験等を有する核燃料サイクル開発機構（現、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）と「MOX燃料加工施設の建設・運転等に関する技術協力協定」（平成12年12月27日）を契約締結し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が蓄積してきた実績、経験等を利用する権利を確保している。</p> <p>(ハ) 当社は、MOX燃料製造で商業規模の実績を有するフランスのCOGEMA社（現、Orano Cycle社）と「TECHNOLOGY TRANSFER AGREEMENT RELATED TO THE MIMAS PROCESS FOR THE JNFL MOX FUEL FABRICATION PLANT J-MOX」（平成13年4月27日）を契約締結し、MIMAS法の技術使用権を取得するとともに、同社のMELOX工場における運転経験データ等を取得してきた。その後、新たに「SUPPORT TO J-MOX FRAMEWORK AGREEMENT between AREVA NC and JNFL」（平成26年3月4日）を契約締結し、MELOX工場の試運転及び操業初期の情報、最新の運転経験データ等の提供を受ける権利を確保している。</p> <p>また、「SUPPORT SERVICES AGREEMENT」（平成29年12月30日）を契約締結し、定期的な意見交換の実施等、技術協力の実施に関する基本的事項を定めた。</p>	<p>イ. 変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による加工の方法又はこれらに準ずるものの概要</p> <p>(イ) 当社は、平成10年12月から約2年間、核燃料サイクル開発機構（現、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）の協力を得ながら、国内MOX燃料加工事業に関する調査及び検討を実施した。これにより、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下「MOX燃料加工施設」という。）の基本仕様、採用技術の評価、選択等に係る技術情報を取得してきた。これらの成果を評価及び検討した結果、加工実績、技術の信頼性、運転経験等に鑑み、平成12年11月にMOX燃料加工の事業化に着手することを決定した。</p> <p>(ロ) 当社は、我が国で唯一プルトニウムの取扱経験等を有する核燃料サイクル開発機構（現、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）と「MOX燃料加工施設の建設・運転等に関する技術協力協定」（平成12年12月27日）を契約締結し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が蓄積してきた実績、経験等を利用する権利を確保している。</p> <p>(ハ) 当社は、MOX燃料製造で商業規模の実績を有するフランスのCOGEMA社（現、Orano Recyclage社）と「TECHNOLOGY TRANSFER AGREEMENT RELATED TO THE MIMAS PROCESS FOR THE JNFL MOX FUEL FABRICATION PLANT J-MOX」（平成13年4月27日）を契約締結し、MIMAS法の技術使用権を取得するとともに、同社のMELOX工場における運転経験データ等を取得してきた。その後、新たに「SUPPORT TO J-MOX FRAMEWORK AGREEMENT between AREVA NC and JNFL」（平成26年3月4日）を契約締結し、MELOX工場の試運転及び操業初期の情報、最新の運転経験データ等の提供を受ける権利を確保している。</p> <p>また、「SUPPORT SERVICES AGREEMENT」（平成29年12月30日）を契約締結し、定期的な意見交換の実施等、技術協力の実施に関する基本的事項を定めた。</p>	<p>仏国事業者の社名変更を反映</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>(ニ) 当社は、国内で唯一のBWR及びPWR用ウラン加工メーカーである原子燃料工業株式会社と「国内MOX燃料加工施設の設計・建設等に係わるエンジニアリング基本契約」（平成13年6月8日）を契約締結し、さらに、緊密な技術的協力を受けるため、「MOX燃料に関する事業協力協定」（平成19年3月12日）へ契約変更し、MOX燃料加工施設の設計、工事及び運転に必要な技術支援役務の提供を受ける権利を確保している。</p> <p>(ホ) 当社が採用するMOX燃料加工技術は、国内外で実績を有する乾式の技術である。MOX燃料加工施設の設計、工事及び運転に当たっては、国内のウラン燃料加工事業で実績のあるウラン加工メーカーの技術を活用するとともに、プルトニウムの安全取扱等の技術については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の技術を活用する。また、MOX燃料加工の主要工程の一つである粉末調整工程については、100t・HM/年級の商業規模で実績のあるOrano Cycle社の技術を導入する。</p> <p>ロ. 変更に係る主たる技術者の履歴 当社は、新卒採用した技術者を当社施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務に従事させることにより、また、原子力発電所の設計及び工事並びに運転及び保守の経験を積んだ電力会社、我が国唯一のMOX燃料製造施設の設計及び工事並びに運転及び保守の経験を有する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力発電所を始めとする原子力施設の設計及び工事の経験を有するメーカー、エンジニアリング各社からの移籍等により、原子力工学、核燃料工学、放射線管理、土木工学、建築工学等の専門的知識及び経験を有する技術者を擁している。 本変更に係る当社の主たる技術者及びその履歴は、添2第1表に示すとおりである。</p>	<p>(ニ) 当社は、国内で唯一のBWR及びPWR用ウラン加工メーカーである原子燃料工業株式会社と「国内MOX燃料加工施設の設計・建設等に係わるエンジニアリング基本契約」（平成13年6月8日）を契約締結し、さらに、緊密な技術的協力を受けるため、「MOX燃料に関する事業協力協定」（平成19年3月12日）へ契約変更し、MOX燃料加工施設の設計、工事及び運転に必要な技術支援役務の提供を受ける権利を確保している。</p> <p>(ホ) 当社が採用するMOX燃料加工技術は、国内外で実績を有する乾式の技術である。MOX燃料加工施設の設計、工事及び運転に当たっては、国内のウラン燃料加工事業で実績のあるウラン加工メーカーの技術を活用するとともに、プルトニウムの安全取扱等の技術については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の技術を活用する。また、MOX燃料加工の主要工程の一つである粉末調整工程については、100t・HM/年級の商業規模で実績のあるOrano Recyclage社の技術を導入する。</p> <p>ロ. 変更に係る主たる技術者の履歴 当社は、新卒採用した技術者を当社施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務に従事させることにより、また、原子力発電所の設計及び工事並びに運転及び保守の経験を積んだ電力会社、我が国唯一のMOX燃料製造施設の設計及び工事並びに運転及び保守の経験を有する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力発電所を始めとする原子力施設の設計及び工事の経験を有するメーカー、エンジニアリング各社からの移籍等により、原子力工学、核燃料工学、放射線管理、土木工学、建築工学等の専門的知識及び経験を有する技術者を擁している。 本変更に係る当社の主たる技術者及びその履歴は、添2第1表に示すとおりである。</p>	<p>仏国事業者の社名変更を反映</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前 (令和2年12月9日許可) (赤字: 変更対象箇所)	変更後 (赤字: 変更対象箇所)	備考 (変更理由等)								
<p style="text-align: center;">添2第1表 主たる技術者の履歴 (令和2年9月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="222 478 1095 1635"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横村 忠幸</td> <td>昭和54年3月 慶応義塾大学工学部電気工学科卒 昭和54年4月 東京電力株式会社入社 平成6年7月 同社 柏崎刈羽原子力建設所 電気課長 平成9年7月 同社 原子力技術部 電気・機械グループ (課長) 平成11年12月 同社 原子力技術部 電気計装設計グループ マネージャー 平成12年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部 (保修担当) 兼 柏崎刈羽原子力発電所 (安全担当) 平成13年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部長 平成14年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部長 兼 柏崎刈羽原子力技能訓練センター所長 平成16年1月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 第一保全部長 兼 柏崎刈羽原子力技能訓練センター所長 平成16年7月 同社 原子力運営管理部 保全総括グループ マネージャー 平成18年7月 同社 原子力・立地業務部 電気事業連合会派遣 平成19年6月 同社 原子力運営管理部長 平成22年6月 同社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 平成27年4月 同社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 兼 新潟本部 平成28年4月 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 兼 新潟本部 平成28年6月 当社 執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (コスト評価) 平成29年6月 当社 常務執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (コスト評価) 平成30年6月 当社 常務執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (操業支援, コスト評価) 令和2年6月 当社 専務執行役員 燃料製造事業部長, 再処理事業部・担任 (操業支援, コスト評価), カイゼン推進責任者</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	履歴	横村 忠幸	昭和54年3月 慶応義塾大学工学部電気工学科卒 昭和54年4月 東京電力株式会社入社 平成6年7月 同社 柏崎刈羽原子力建設所 電気課長 平成9年7月 同社 原子力技術部 電気・機械グループ (課長) 平成11年12月 同社 原子力技術部 電気計装設計グループ マネージャー 平成12年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部 (保修担当) 兼 柏崎刈羽原子力発電所 (安全担当) 平成13年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部長 平成14年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部長 兼 柏崎刈羽原子力技能訓練センター所長 平成16年1月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 第一保全部長 兼 柏崎刈羽原子力技能訓練センター所長 平成16年7月 同社 原子力運営管理部 保全総括グループ マネージャー 平成18年7月 同社 原子力・立地業務部 電気事業連合会派遣 平成19年6月 同社 原子力運営管理部長 平成22年6月 同社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 平成27年4月 同社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 兼 新潟本部 平成28年4月 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 兼 新潟本部 平成28年6月 当社 執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (コスト評価) 平成29年6月 当社 常務執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (コスト評価) 平成30年6月 当社 常務執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (操業支援, コスト評価) 令和2年6月 当社 専務執行役員 燃料製造事業部長, 再処理事業部・担任 (操業支援, コスト評価), カイゼン推進責任者	<p style="text-align: center;">添2第1表 主たる技術者の履歴 (令和3年12月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1160 464 2050 1709"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横村 忠幸</td> <td>昭和31年12月16日生 昭和54年3月 慶応義塾大学工学部電気工学科卒 昭和54年4月 東京電力株式会社入社 平成6年7月 同社 柏崎刈羽原子力建設所 電気課長 平成9年7月 同社 原子力技術部 電気・機械グループ (課長) 平成11年12月 同社 原子力技術部 電気計装設計グループ マネージャー 平成12年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部 (保修担当) 兼 柏崎刈羽原子力発電所 (安全担当) 平成13年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部長 平成14年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部長 兼 柏崎刈羽原子力技能訓練センター所長 平成16年1月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 第一保全部長 兼 柏崎刈羽原子力技能訓練センター所長 平成16年7月 同社 原子力運営管理部 保全総括グループ マネージャー 平成18年7月 同社 原子力・立地業務部 電気事業連合会派遣 平成19年6月 同社 原子力運営管理部長 平成22年6月 同社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 平成27年4月 同社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 兼 新潟本部 平成28年4月 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 兼 新潟本部 平成28年6月 当社 執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (コスト評価) 平成29年6月 当社 常務執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (コスト評価) 平成30年6月 当社 常務執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (操業支援, コスト評価) 令和2年6月 当社 専務執行役員 燃料製造事業部長, 再処理事業部・担任 (操業支援, コスト評価), カイゼン推進責任者 令和3年6月 当社 専務執行役員 燃料製造事業部長, カイゼン推進責任者</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	履歴	横村 忠幸	昭和31年12月16日生 昭和54年3月 慶応義塾大学工学部電気工学科卒 昭和54年4月 東京電力株式会社入社 平成6年7月 同社 柏崎刈羽原子力建設所 電気課長 平成9年7月 同社 原子力技術部 電気・機械グループ (課長) 平成11年12月 同社 原子力技術部 電気計装設計グループ マネージャー 平成12年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部 (保修担当) 兼 柏崎刈羽原子力発電所 (安全担当) 平成13年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部長 平成14年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部長 兼 柏崎刈羽原子力技能訓練センター所長 平成16年1月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 第一保全部長 兼 柏崎刈羽原子力技能訓練センター所長 平成16年7月 同社 原子力運営管理部 保全総括グループ マネージャー 平成18年7月 同社 原子力・立地業務部 電気事業連合会派遣 平成19年6月 同社 原子力運営管理部長 平成22年6月 同社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 平成27年4月 同社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 兼 新潟本部 平成28年4月 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 兼 新潟本部 平成28年6月 当社 執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (コスト評価) 平成29年6月 当社 常務執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (コスト評価) 平成30年6月 当社 常務執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (操業支援, コスト評価) 令和2年6月 当社 専務執行役員 燃料製造事業部長, 再処理事業部・担任 (操業支援, コスト評価), カイゼン推進責任者 令和3年6月 当社 専務執行役員 燃料製造事業部長, カイゼン推進責任者	<p>申請時点 (令和3年12月1日現在) の差異 【今後の変更】 補正時点に更新</p> <p>生年月日の追加</p> <p>(以降, 第1表について同様であるため, 「添付書類二 技術的能力-3 と同様」と記載)</p>
氏名	履歴									
横村 忠幸	昭和54年3月 慶応義塾大学工学部電気工学科卒 昭和54年4月 東京電力株式会社入社 平成6年7月 同社 柏崎刈羽原子力建設所 電気課長 平成9年7月 同社 原子力技術部 電気・機械グループ (課長) 平成11年12月 同社 原子力技術部 電気計装設計グループ マネージャー 平成12年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部 (保修担当) 兼 柏崎刈羽原子力発電所 (安全担当) 平成13年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部長 平成14年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部長 兼 柏崎刈羽原子力技能訓練センター所長 平成16年1月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 第一保全部長 兼 柏崎刈羽原子力技能訓練センター所長 平成16年7月 同社 原子力運営管理部 保全総括グループ マネージャー 平成18年7月 同社 原子力・立地業務部 電気事業連合会派遣 平成19年6月 同社 原子力運営管理部長 平成22年6月 同社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 平成27年4月 同社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 兼 新潟本部 平成28年4月 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 兼 新潟本部 平成28年6月 当社 執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (コスト評価) 平成29年6月 当社 常務執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (コスト評価) 平成30年6月 当社 常務執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (操業支援, コスト評価) 令和2年6月 当社 専務執行役員 燃料製造事業部長, 再処理事業部・担任 (操業支援, コスト評価), カイゼン推進責任者									
氏名	履歴									
横村 忠幸	昭和31年12月16日生 昭和54年3月 慶応義塾大学工学部電気工学科卒 昭和54年4月 東京電力株式会社入社 平成6年7月 同社 柏崎刈羽原子力建設所 電気課長 平成9年7月 同社 原子力技術部 電気・機械グループ (課長) 平成11年12月 同社 原子力技術部 電気計装設計グループ マネージャー 平成12年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部 (保修担当) 兼 柏崎刈羽原子力発電所 (安全担当) 平成13年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部長 平成14年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 保修部長 兼 柏崎刈羽原子力技能訓練センター所長 平成16年1月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 第一保全部長 兼 柏崎刈羽原子力技能訓練センター所長 平成16年7月 同社 原子力運営管理部 保全総括グループ マネージャー 平成18年7月 同社 原子力・立地業務部 電気事業連合会派遣 平成19年6月 同社 原子力運営管理部長 平成22年6月 同社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 平成27年4月 同社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 兼 新潟本部 平成28年4月 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所所長 兼 新潟本部 平成28年6月 当社 執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (コスト評価) 平成29年6月 当社 常務執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (コスト評価) 平成30年6月 当社 常務執行役員 濃縮事業部長, 再処理事業部・担任 (操業支援, コスト評価) 令和2年6月 当社 専務執行役員 燃料製造事業部長, 再処理事業部・担任 (操業支援, コスト評価), カイゼン推進責任者 令和3年6月 当社 専務執行役員 燃料製造事業部長, カイゼン推進責任者									

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高松 伸一</td> <td>平成2年3月 東海大学工学部原子力工学専攻修了 平成2年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成23年7月 当社 再処理事業部 放射線管理部 放射線安全課長 平成26年5月 当社 再処理事業部 再処理工画部 課長 平成26年7月 当社 再処理事業部 再処理工画部 副部長 平成28年6月 当社 再処理事業部 運営管理部 副部長 (技術・保安) 兼 技術課長 平成29年9月 当社 東京支社 技術部長 令和2年6月 当社 燃料製造事業部 副事業部長 (新規制基準)</td> </tr> <tr> <td>木村 公英</td> <td>昭和63年3月 大阪大学大学院工学研究科原子力工学専攻修了 昭和63年4月 関西電力株式会社入社 平成22年12月 同社 原子力事業本部原子燃料部門 燃料技術グループ チーフマネジャー 平成25年6月 同社 原子力事業本部原子力発電部門 発電グループ チーフマネジャー 平成26年6月 同社 原子力事業本部原子燃料部門 原子燃料部長 平成30年6月 当社 燃料製造事業部 副事業部長 (しゅん工総括) 令和2年6月 当社 理事 燃料製造事業部 副事業部長 (燃料製造計画, 品質保証)</td> </tr> </tbody> </table>		氏名	履歴	高松 伸一	平成2年3月 東海大学工学部原子力工学専攻修了 平成2年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成23年7月 当社 再処理事業部 放射線管理部 放射線安全課長 平成26年5月 当社 再処理事業部 再処理工画部 課長 平成26年7月 当社 再処理事業部 再処理工画部 副部長 平成28年6月 当社 再処理事業部 運営管理部 副部長 (技術・保安) 兼 技術課長 平成29年9月 当社 東京支社 技術部長 令和2年6月 当社 燃料製造事業部 副事業部長 (新規制基準)	木村 公英	昭和63年3月 大阪大学大学院工学研究科原子力工学専攻修了 昭和63年4月 関西電力株式会社入社 平成22年12月 同社 原子力事業本部原子燃料部門 燃料技術グループ チーフマネジャー 平成25年6月 同社 原子力事業本部原子力発電部門 発電グループ チーフマネジャー 平成26年6月 同社 原子力事業本部原子燃料部門 原子燃料部長 平成30年6月 当社 燃料製造事業部 副事業部長 (しゅん工総括) 令和2年6月 当社 理事 燃料製造事業部 副事業部長 (燃料製造計画, 品質保証)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>須藤 礼</td> <td>昭和34年3月4日生 昭和56年3月 九州大学工学部応用原子核工学科修了 昭和56年4月 九州電力株式会社入社 平成21年7月 同社 原子力管理部 設備管理グループ長 平成23年7月 同社 原子力発電本部 部長 平成24年7月 同社 発電本部 部長 平成27年8月 同社 川内原子力発電所付 平成27年10月 同社 川内原子力発電所長 平成29年4月 同社 原子力発電本部 川内原子力発電所長 平成29年6月 同社 執行役員 原子力発電本部 川内原子力発電所長 令和1年6月 同社 上席執行役員 原子力発電本部 副本部長 令和3年6月 当社 専務執行役員 燃料製造事業部 副事業部長 (特命) 令和3年11月 当社 専務執行役員 再処理・MOX設工認識対話責任者 燃料製造事業部 副事業部長 (特命)</td> </tr> <tr> <td>高松 伸一</td> <td>昭和42年1月9日生 平成2年3月 東海大学工学部原子力工学専攻修了 平成2年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成23年7月 当社 再処理事業部 放射線管理部 放射線安全課長 平成26年5月 当社 再処理事業部 再処理工画部 課長 平成26年7月 当社 再処理事業部 再処理工画部 副部長 平成28年6月 当社 再処理事業部 運営管理部 副部長 (技術・保安) 兼 技術課長 平成29年9月 当社 東京支社 技術部長 令和2年6月 当社 理事 燃料製造事業部 副事業部長 (新規制基準) (第1種放射線朝班主任者)</td> </tr> <tr> <td>木村 公英</td> <td>昭和39年1月15日生 昭和63年3月 大阪大学大学院工学研究科原子力工学専攻修了 昭和63年4月 関西電力株式会社入社 平成22年12月 同社 原子力事業本部原子燃料部門 燃料技術グループ チーフマネジャー 平成25年6月 同社 原子力事業本部原子力発電部門 発電グループ チーフマネジャー 平成26年6月 同社 原子力事業本部原子燃料部門 原子燃料部長 平成30年6月 当社 理事 燃料製造事業部 副事業部長 (しゅん工総括) 令和2年6月 当社 理事 燃料製造事業部 副事業部長 (燃料製造計画, 品質保証) 令和3年2月 当社 理事 燃料製造事業部 燃料製造建設所長 兼 燃料製造事業部 副事業部長 (燃料製造計画, 品質保証) 令和3年7月 当社 理事 燃料製造事業部 燃料製造建設所長 兼 燃料製造事業部 副事業部長 (燃料製造計画, 品質保証, カイゼン責任者)</td> </tr> </tbody> </table>		氏名	履歴	須藤 礼	昭和34年3月4日生 昭和56年3月 九州大学工学部応用原子核工学科修了 昭和56年4月 九州電力株式会社入社 平成21年7月 同社 原子力管理部 設備管理グループ長 平成23年7月 同社 原子力発電本部 部長 平成24年7月 同社 発電本部 部長 平成27年8月 同社 川内原子力発電所付 平成27年10月 同社 川内原子力発電所長 平成29年4月 同社 原子力発電本部 川内原子力発電所長 平成29年6月 同社 執行役員 原子力発電本部 川内原子力発電所長 令和1年6月 同社 上席執行役員 原子力発電本部 副本部長 令和3年6月 当社 専務執行役員 燃料製造事業部 副事業部長 (特命) 令和3年11月 当社 専務執行役員 再処理・MOX設工認識対話責任者 燃料製造事業部 副事業部長 (特命)	高松 伸一	昭和42年1月9日生 平成2年3月 東海大学工学部原子力工学専攻修了 平成2年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成23年7月 当社 再処理事業部 放射線管理部 放射線安全課長 平成26年5月 当社 再処理事業部 再処理工画部 課長 平成26年7月 当社 再処理事業部 再処理工画部 副部長 平成28年6月 当社 再処理事業部 運営管理部 副部長 (技術・保安) 兼 技術課長 平成29年9月 当社 東京支社 技術部長 令和2年6月 当社 理事 燃料製造事業部 副事業部長 (新規制基準) (第1種放射線朝班主任者)	木村 公英	昭和39年1月15日生 昭和63年3月 大阪大学大学院工学研究科原子力工学専攻修了 昭和63年4月 関西電力株式会社入社 平成22年12月 同社 原子力事業本部原子燃料部門 燃料技術グループ チーフマネジャー 平成25年6月 同社 原子力事業本部原子力発電部門 発電グループ チーフマネジャー 平成26年6月 同社 原子力事業本部原子燃料部門 原子燃料部長 平成30年6月 当社 理事 燃料製造事業部 副事業部長 (しゅん工総括) 令和2年6月 当社 理事 燃料製造事業部 副事業部長 (燃料製造計画, 品質保証) 令和3年2月 当社 理事 燃料製造事業部 燃料製造建設所長 兼 燃料製造事業部 副事業部長 (燃料製造計画, 品質保証) 令和3年7月 当社 理事 燃料製造事業部 燃料製造建設所長 兼 燃料製造事業部 副事業部長 (燃料製造計画, 品質保証, カイゼン責任者)	添付書類二 技術的能力-3 と同様
氏名	履歴																	
高松 伸一	平成2年3月 東海大学工学部原子力工学専攻修了 平成2年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成23年7月 当社 再処理事業部 放射線管理部 放射線安全課長 平成26年5月 当社 再処理事業部 再処理工画部 課長 平成26年7月 当社 再処理事業部 再処理工画部 副部長 平成28年6月 当社 再処理事業部 運営管理部 副部長 (技術・保安) 兼 技術課長 平成29年9月 当社 東京支社 技術部長 令和2年6月 当社 燃料製造事業部 副事業部長 (新規制基準)																	
木村 公英	昭和63年3月 大阪大学大学院工学研究科原子力工学専攻修了 昭和63年4月 関西電力株式会社入社 平成22年12月 同社 原子力事業本部原子燃料部門 燃料技術グループ チーフマネジャー 平成25年6月 同社 原子力事業本部原子力発電部門 発電グループ チーフマネジャー 平成26年6月 同社 原子力事業本部原子燃料部門 原子燃料部長 平成30年6月 当社 燃料製造事業部 副事業部長 (しゅん工総括) 令和2年6月 当社 理事 燃料製造事業部 副事業部長 (燃料製造計画, 品質保証)																	
氏名	履歴																	
須藤 礼	昭和34年3月4日生 昭和56年3月 九州大学工学部応用原子核工学科修了 昭和56年4月 九州電力株式会社入社 平成21年7月 同社 原子力管理部 設備管理グループ長 平成23年7月 同社 原子力発電本部 部長 平成24年7月 同社 発電本部 部長 平成27年8月 同社 川内原子力発電所付 平成27年10月 同社 川内原子力発電所長 平成29年4月 同社 原子力発電本部 川内原子力発電所長 平成29年6月 同社 執行役員 原子力発電本部 川内原子力発電所長 令和1年6月 同社 上席執行役員 原子力発電本部 副本部長 令和3年6月 当社 専務執行役員 燃料製造事業部 副事業部長 (特命) 令和3年11月 当社 専務執行役員 再処理・MOX設工認識対話責任者 燃料製造事業部 副事業部長 (特命)																	
高松 伸一	昭和42年1月9日生 平成2年3月 東海大学工学部原子力工学専攻修了 平成2年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成23年7月 当社 再処理事業部 放射線管理部 放射線安全課長 平成26年5月 当社 再処理事業部 再処理工画部 課長 平成26年7月 当社 再処理事業部 再処理工画部 副部長 平成28年6月 当社 再処理事業部 運営管理部 副部長 (技術・保安) 兼 技術課長 平成29年9月 当社 東京支社 技術部長 令和2年6月 当社 理事 燃料製造事業部 副事業部長 (新規制基準) (第1種放射線朝班主任者)																	
木村 公英	昭和39年1月15日生 昭和63年3月 大阪大学大学院工学研究科原子力工学専攻修了 昭和63年4月 関西電力株式会社入社 平成22年12月 同社 原子力事業本部原子燃料部門 燃料技術グループ チーフマネジャー 平成25年6月 同社 原子力事業本部原子力発電部門 発電グループ チーフマネジャー 平成26年6月 同社 原子力事業本部原子燃料部門 原子燃料部長 平成30年6月 当社 理事 燃料製造事業部 副事業部長 (しゅん工総括) 令和2年6月 当社 理事 燃料製造事業部 副事業部長 (燃料製造計画, 品質保証) 令和3年2月 当社 理事 燃料製造事業部 燃料製造建設所長 兼 燃料製造事業部 副事業部長 (燃料製造計画, 品質保証) 令和3年7月 当社 理事 燃料製造事業部 燃料製造建設所長 兼 燃料製造事業部 副事業部長 (燃料製造計画, 品質保証, カイゼン責任者)																	

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前 (令和2年12月9日許可) (赤字: 変更対象箇所)			変更後 (赤字: 変更対象箇所)			備考 (変更理由等)	
氏名	履歴		船越 淳久	昭和38年4月25日生 昭和63年3月 京都大学大学院建築学第二学科専攻修了 昭和63年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社 火力センター 土木建築グループ チーフマネジャー 平成16年6月 同社 地域共生・広報室 中之島開発プロジェクトチーム マネジャー 平成17年6月 同社 地域共生・広報室 都市再生プロジェクトチーム マネジャー 平成20年6月 同社 土木建築室 土木建設エンジニアリングセンター 建築グループ 課長 平成21年6月 同社 火力事業本部 建設プロジェクトグループ マネジャー 平成22年3月 同社 姫路第二火力建設所 次長 平成25年6月 同社 土木建築室 土木建築エンジニアリングセンター 副所長 平成27年6月 同社 土木建築室 土木建築エンジニアリングセンター 所長 平成28年6月 同社 土木建築室 建築部長 令和2年6月 当社 技術本部 副本部長 (土木建築), 再処理事業部 副事業部長 (土木建築), 燃料製造事業部 副事業部長 (土木建築)		添付書類二 技術的能力-3 と同様	
山口 隆	平成6年3月 名古屋大学大学院工学研究科原子核工学専攻修了 平成6年4月 関西電力株式会社入社 平成18年6月 同社 原子力事業本部 原燃計画グループ マネジャー 平成23年12月 同社 関西電力パブリック事務所 副所長 平成28年12月 同社 原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループ マネジャー 平成29年2月 同社 原子力事業本部 原子燃料部門 原燃品質・安全グループ チーフマネジャー 令和元年7月 同社 原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループ チーフマネジャー 令和2年6月 当社 燃料製造事業部 燃料製造計画部長		山口 隆	昭和43年6月8日生 平成6年3月 名古屋大学大学院工学研究科原子核工学専攻修了 平成6年4月 関西電力株式会社入社 平成18年6月 同社 原子力事業本部 原燃計画グループ マネジャー 平成23年12月 同社 関西電力パブリック事務所 副所長 平成26年12月 同社 原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループ マネジャー 平成29年2月 同社 原子力事業本部 原子燃料部門 原燃品質・安全グループ チーフマネジャー 令和元年7月 同社 原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループ チーフマネジャー 令和2年6月 当社 燃料製造事業部 燃料製造計画部長 (第1種放射線取扱主任者)			

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前 (令和2年12月9日許可) (赤字: 変更対象箇所)		変更後 (赤字: 変更対象箇所)		備考 (変更理由等)
氏名	履歴	関矢 勝	昭和34年3月22日生 昭和52年3月 東電学園卒 昭和52年4月 東京電力株式会社入社 平成21年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 放射線安全管理グループマネージャー 平成24年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 放射線安全部長 平成30年6月 当社 濃宿事業部 部長 (改善推進) 平成31年7月 当社 濃宿事業部 濃宿安全・品質部長 兼 濃宿事業部 部長 (カイゼン推進) 令和2年7月 当社 濃宿事業部 品質保証部 部長 (品質保証・カイゼン) 令和2年9月 当社 燃料製造事業部 部長 (安全・品質保証・カイゼン) 令和2年11月 当社 燃料製造事業部 部長 (安全・品質保証・カイゼン) 兼 カイゼン推進室 部長 令和3年1月 当社 燃料製造事業部 品質保証部長 兼 カイゼン推進室 部長	添付書類二 技術的能力-3 と同様
中江 隆則	平成6年3月 京都工芸繊維大学大学院工学科学研究科物質工学専攻修了 平成6年4月 原子燃料工業株式会社入社 平成23年1月 同社 熊取事業所 品質保証部 燃料品質グループ長 平成30年5月 同社 熊取事業所 品質保証部 品質保証グループ長 令和2年3月 当社 燃料製造事業部 品質保証部 部長 平成2年4月 当社 燃料製造事業部 品質保証部 部長 兼 事業者検査課長 令和2年7月 当社 燃料製造事業部 パフォーマンス改善推進者 兼 品質保証部長 兼 事業者検査課長	吉田 健二 核燃料取扱主任者 昭和36年5月18日生 昭和60年3月 東京大学工学部原子力工学科卒 昭和60年4月 東京電力株式会社入社 平成14年7月 同社 福島第二原子力発電所 技術部 燃料技術グループマネージャー 平成16年7月 同社 福島第二原子力発電所 運転管理課 燃料グループマネージャー 平成22年7月 同社 本店 原子力品質監査部 柏崎刈羽品質監査部 柏崎刈羽品質監査グループマネージャー 平成24年10月 当社 燃料製造事業部 燃料製造技術部 設計グループリーダー (副部長) 令和2年9月 当社 燃料製造事業部 部長 (核燃料取扱主任者) (核燃料取扱主任者, 第1種放射線取扱主任者)		
牧 隆	昭和61年3月 名古屋大学大学院工学研究科原子核工学専攻修了 昭和61年4月 三菱金属株式会社入社 平成18年4月 当社 再処理事業部 再処理計画部 技術グループ課長 平成24年12月 当社 再処理事業部 エンジニアリングセンター プロジェクト部長 平成26年8月 当社 再処理事業部 エンジニアリングセンター プロジェクト部長 兼 再処理計画部部長 (新規制基準) 平成27年3月 当社 再処理事業部 エンジニアリングセンター 副センター長 (新規制基準) 兼 プロジェクト部長 兼 再処理計画部部長 (新規制基準) 平成27年6月 当社 理事 再処理事業部 エンジニアリングセンター長 兼 再処理計画部部長 (新規制基準) 平成27年7月 当社 理事 再処理事業部 エンジニアリングセンター長 兼 技術開発研究所長 兼 再処理計画部部長 (新規制基準) 平成28年2月 当社 理事 再処理事業部 エンジニアリングセンター長 兼 技術開発研究所長 平成29年6月 当社 執行役員 燃料製造事業部 燃料製造建設所長			

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前 (令和2年12月9日許可) (赤字: 変更対象箇所)		変更後 (赤字: 変更対象箇所)		備考 (変更理由等)
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類二 技術的能力-3と同様
武井 一浩	昭和58年3月 東京工業大学大学院原子核工学専攻修了 昭和58年4月 東京電力株式会社入社 平成9年7月 同社 本店 原子力管理部 安全・燃料グループ マネージャー 平成12年7月 同社 柏崎刈羽原子力発電所 技術部長 平成16年7月 同社 本店 原子力運営管理部 運転総括グループ マネージャー 平成18年7月 同社 栃木支店 栃木北支社長 平成21年6月 同社 本店 原子燃料サイクル部長 平成23年12月 同社 本店 原子力運営管理部長 平成25年7月 東京パワーテクノロジー株式会社 執行役員 原子力事業部 原子力改革推進担当 平成26年4月 株式会社オー・シー・エル 代表取締役社長 平成29年2月 当社 常務執行役員 安全・品質本部長 平成30年6月 当社 専務執行役員 安全・品質本部長 (第1種放射線取扱主任者)	森 鐘太郎	昭和34年3月12日生 昭和58年3月 京都大学工学部冶金学科卒 昭和58年4月 関西電力株式会社入社 平成10年6月 同社 美浜発電所 安全管理課長 平成13年6月 同社 関西電力ニューヨーク事務所 副所長 平成14年12月 同社 原子力事業本部附 電気事業連合会 出向 平成17年12月 同社 原子力事業本部 原燃品質・安全グループ マネージャー 平成20年6月 同社 原子力事業本部 原子燃料部門 原燃品質・安全グループ チーフマネージャー 平成23年6月 同社 原子力事業本部 原子力発電部門 品質保証グループ チーフマネージャー 平成26年6月 同社 総合企画本部 原子力・安全品質推進部門 原子力・安全品質推進部長 平成28年6月 同社 経営企画室 原子力安全推進担当部長 平成29年2月 当社 執行役員 安全・品質本部長 (品質保証) 平成30年6月 当社 執行役員 安全・品質本部長 (品質保証), 経営企画本部長 (原子燃料サイクル戦略) 令和元年6月 当社 執行役員 安全・品質本部長 (品質保証)	
森 鐘太郎	昭和58年3月 京都大学工学部冶金学科卒 昭和58年4月 関西電力株式会社入社 平成10年6月 同社 美浜発電所 安全管理課長 平成13年6月 同社 関西電力ニューヨーク事務所 副所長 平成14年12月 同社 原子力事業本部附 電気事業連合会 出向 平成17年12月 同社 原子力事業本部 原燃品質・安全グループ マネージャー 平成20年6月 同社 原子力事業本部 原子燃料部門 原燃品質・安全グループ チーフマネージャー 平成23年6月 同社 原子力事業本部 原子力発電部門 品質保証グループ チーフマネージャー 平成26年6月 同社 総合企画本部 原子力・安全品質推進部門 原子力・安全品質推進部長 平成28年6月 同社 経営企画室 原子力安全推進担当部長 平成29年2月 当社 執行役員 安全・品質本部長 (品質保証) 平成30年6月 当社 執行役員 安全・品質本部長 (品質保証), 経営企画本部長 (原子燃料サイクル戦略) 令和元年6月 当社 執行役員 安全・品質本部長 (品質保証)	榎 信弘	昭和35年10月21日生 昭和58年3月 北海道大学工学部原子工学科卒 昭和58年4月 北海道電力株式会社入社 平成26年7月 同社 執行役員 原子力部長 平成29年6月 同社 執行役員 発電本部長 (原子力安全担当) 平成29年7月 同社 上席執行役員 発電本部長 (原子力安全担当) 平成30年4月 同社 上席執行役員 原子力事業統括本部長補佐 平成30年7月 同社 執行役員 原子力事業統括本部長補佐 令和2年6月 当社 執行役員 東京支社長, 地域・広報本部長 (東京報道) 令和3年6月 当社 執行役員 安全・品質本部長 (安全推進) (核燃料取扱主任者)	

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前 (令和2年12月9日許可) (赤字: 変更対象箇所)		変更後 (赤字: 変更対象箇所)		備考 (変更理由等)
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類二 技術的能力-3と同様
足立 日出登	平成9年3月 芝浦工業大学機械工学専攻修了 平成9年4月 日本原燃株式会社入社 平成28年6月 当社 再処理事業部 運営管理部 保安管理課長 平成28年6月 当社 再処理事業部 ガラス固化施設部 貯蔵管理課長 平成28年12月 当社 経営本部 企画部 課長 平成29年2月 当社 監査室監査部 品質監査グループリーダー 平成29年9月 当社 安全・品質本部 品質保証部 部部長 (保安監視) 平成30年6月 当社 安全・品質本部 品質保証部 部部長 (保安監視) 兼 保安監視グループリーダー 平成30年10月 当社 安全・品質本部 パフォーマンス改善推進者 兼 品質保証部 部部長 (保安監視) 兼 保安監視グループリーダー 令和元年6月 当社 安全・品質本部 パフォーマンス改善推進者 兼 品質保証部 部部長 (保安監視) 令和2年6月 当社 安全・品質本部 品質保証部部長 (第1種放射線取扱主任者)	古川 栄一	昭和33年2月10日生 昭和55年3月 慶應義塾大学工学部機械工学科卒 昭和55年4月 東北電力株式会社入社 平成31年2月 当社 理事 再処理事業部 副事業部長 (特命) 平成31年4月 当社 理事 再処理事業部 副事業部長 (特命, 核物質管理) 令和元年6月 当社 理事 再処理事業部 副事業部長 (しゅん工総括, 核物質管理, 防災管理) 令和2年6月 当社 理事 再処理事業部 副事業部長 (防災管理, 安全管理, 核物質管理補佐) 令和3年6月 当社 理事 再処理事業部 副事業部長 (防災管理, 安全管理) 兼 安全・品質本部副部長 (労働安全) (第1種放射線取扱主任者)	
		岡村 泰治	昭和33年10月11日生 昭和56年3月 東京大学工学部原子力工学科卒 昭和56年4月 日本原燃サービス株式会社入社 平成10年4月 当社 六ヶ所本部再処理事業所再処理・貯蔵管理センター 放射線管理部 放射線管理課長 平成15年7月 当社 再処理事業部 放射線管理部 放射線管理課長 (副部長) 平成18年7月 当社 再処理事業部 再処理工場 技術部 副部長 平成21年7月 当社 再処理事業部 放射線管理部 部長 平成22年6月 当社 再処理事業部 放射線管理部 部長 平成25年4月 当社 安全技術室 環境管理センター長 平成26年6月 当社 安全本部 環境管理センター長 平成26年7月 当社 安全本部 環境管理センター長 兼 放射線安全グループリーダー (部長) 平成27年7月 当社 理事 安全本部 副部長 兼 環境管理センター長 平成28年2月 当社 理事 再処理事業部 放射線管理部 兼 安全本部 副部長 兼 環境管理センター長 平成28年6月 当社 理事 安全・品質本部 副部長 兼 安全・品質企画部長 平成29年2月 当社 理事 安全・品質本部 副部長 (安全推進) 兼 安全推進部長 平成30年6月 当社 理事 安全・品質本部 副部長 (放射線安全, 環境管理センター) 令和3年7月 当社 理事 安全・品質本部 副部長 (放射線安全, 環境管理センター, カイゼン責任者) (第1種放射線取扱主任者)	

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 325 1320 373">氏名</th> <th data-bbox="1320 325 2086 373">履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 373 1320 1354">大久保 哲朗</td> <td data-bbox="1320 373 2086 1354"> 昭和43年11月29日生 平成3年3月 神戸商船大学商船部原子動力学科卒 平成3年4月 石川島播磨重工株式会社入社 平成17年4月 日本原燃株式会社入社 平成26年7月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部 ガラス固化課 課長 平成27年6月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部 ガラス固化課長 平成28年9月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 平成28年12月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 兼 貯蔵管理課長 平成29年2月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 平成29年4月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 兼 ガラス固化課長 平成30年6月 当社 理事 再処理事業部 再処理工場 副工場長（運転）兼 ガラス固化施設部長 兼 エンジニアリングセンター 設計部 部長 平成31年2月 当社 理事 再処理事業部 再処理工場 副工場長（運転）兼 ガラス固化施設部長 兼 新基準設計部 部長 令和元年6月 当社 理事 再処理事業部 部長（設工認識特活） 令和2年4月 当社 理事 再処理事業部 部長（設工認識特活） 兼 新基準設計部長 令和2年6月 当社 理事 再処理事業部 副事業部長（設工認識特活補佐） 令和3年6月 当社 理事 安全・品質本部 安全推進部長 令和3年7月 当社 理事 安全・品質本部 安全推進部長 兼 安全・品質本部 部長（カイゼン） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1354 1320 1816">佐藤 史章</td> <td data-bbox="1320 1354 2086 1816"> 昭和51年3月19日生 平成12年3月 成蹊大学大学院工学研究科機械工学専攻修了 平成12年4月 日本原燃株式会社入社 平成28年2月 当社 再処理事業部 再処理計画部 課長（新規制基準） 平成28年6月 当社 再処理事業部 再処理工場 運営管理部 技術課 課長（新規制基準） 平成29年4月 当社 安全・品質本部 品質保証部 課長（安全文化） 平成29年9月 当社 安全・品質本部 品質保証部 品質計画グループリーダー 令和3年4月 当社 安全・品質本部 品質保証部 副部長（QMS推進） 令和3年6月 当社 安全・品質本部 品質保証部長 </td> </tr> </tbody> </table>	氏名	履歴	大久保 哲朗	昭和43年11月29日生 平成3年3月 神戸商船大学商船部原子動力学科卒 平成3年4月 石川島播磨重工株式会社入社 平成17年4月 日本原燃株式会社入社 平成26年7月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部 ガラス固化課 課長 平成27年6月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部 ガラス固化課長 平成28年9月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 平成28年12月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 兼 貯蔵管理課長 平成29年2月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 平成29年4月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 兼 ガラス固化課長 平成30年6月 当社 理事 再処理事業部 再処理工場 副工場長（運転）兼 ガラス固化施設部長 兼 エンジニアリングセンター 設計部 部長 平成31年2月 当社 理事 再処理事業部 再処理工場 副工場長（運転）兼 ガラス固化施設部長 兼 新基準設計部 部長 令和元年6月 当社 理事 再処理事業部 部長（設工認識特活） 令和2年4月 当社 理事 再処理事業部 部長（設工認識特活） 兼 新基準設計部長 令和2年6月 当社 理事 再処理事業部 副事業部長（設工認識特活補佐） 令和3年6月 当社 理事 安全・品質本部 安全推進部長 令和3年7月 当社 理事 安全・品質本部 安全推進部長 兼 安全・品質本部 部長（カイゼン）	佐藤 史章	昭和51年3月19日生 平成12年3月 成蹊大学大学院工学研究科機械工学専攻修了 平成12年4月 日本原燃株式会社入社 平成28年2月 当社 再処理事業部 再処理計画部 課長（新規制基準） 平成28年6月 当社 再処理事業部 再処理工場 運営管理部 技術課 課長（新規制基準） 平成29年4月 当社 安全・品質本部 品質保証部 課長（安全文化） 平成29年9月 当社 安全・品質本部 品質保証部 品質計画グループリーダー 令和3年4月 当社 安全・品質本部 品質保証部 副部長（QMS推進） 令和3年6月 当社 安全・品質本部 品質保証部長	<p>添付書類二 技術的能力-3 と同様</p>
氏名	履歴							
大久保 哲朗	昭和43年11月29日生 平成3年3月 神戸商船大学商船部原子動力学科卒 平成3年4月 石川島播磨重工株式会社入社 平成17年4月 日本原燃株式会社入社 平成26年7月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部 ガラス固化課 課長 平成27年6月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部 ガラス固化課長 平成28年9月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 平成28年12月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 兼 貯蔵管理課長 平成29年2月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 平成29年4月 当社 再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 兼 ガラス固化課長 平成30年6月 当社 理事 再処理事業部 再処理工場 副工場長（運転）兼 ガラス固化施設部長 兼 エンジニアリングセンター 設計部 部長 平成31年2月 当社 理事 再処理事業部 再処理工場 副工場長（運転）兼 ガラス固化施設部長 兼 新基準設計部 部長 令和元年6月 当社 理事 再処理事業部 部長（設工認識特活） 令和2年4月 当社 理事 再処理事業部 部長（設工認識特活） 兼 新基準設計部長 令和2年6月 当社 理事 再処理事業部 副事業部長（設工認識特活補佐） 令和3年6月 当社 理事 安全・品質本部 安全推進部長 令和3年7月 当社 理事 安全・品質本部 安全推進部長 兼 安全・品質本部 部長（カイゼン）							
佐藤 史章	昭和51年3月19日生 平成12年3月 成蹊大学大学院工学研究科機械工学専攻修了 平成12年4月 日本原燃株式会社入社 平成28年2月 当社 再処理事業部 再処理計画部 課長（新規制基準） 平成28年6月 当社 再処理事業部 再処理工場 運営管理部 技術課 課長（新規制基準） 平成29年4月 当社 安全・品質本部 品質保証部 課長（安全文化） 平成29年9月 当社 安全・品質本部 品質保証部 品質計画グループリーダー 令和3年4月 当社 安全・品質本部 品質保証部 副部長（QMS推進） 令和3年6月 当社 安全・品質本部 品質保証部長							

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 317 1317 359">佐々木 耕一</td> <td data-bbox="1317 317 2074 835"> 昭和43年12月28日生 平成4年3月 岩手大学工学部応用化学科卒 平成4年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成23年7月 当 社 安全技術室 環境管理センター 課長 平成26年6月 当 社 安全本部 環境管理センター 環境安全グループリーダー 平成26年11月 当 社 安全本部 環境管理センター 環境安全グループリーダー 兼 再処理事業部 再処理計画部 課長 平成27年7月 当 社 安全本部 環境管理センター 環境安全グループリーダー 兼 再処理事業部 放射線管理部 環境管理課 課長 平成28年6月 当 社 安全・品質本部 放射線安全部長 兼 環境管理センター長 （第1種放射線取扱主任者） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 846 1317 888">大久保 章</td> <td data-bbox="1317 846 2074 1056"> 昭和35年4月28日生 昭和54年3月 長野県立駒ヶ根工業高校卒 昭和54年4月 中部電力株式会社入社 平成23年5月 中部電力労働組合 本部執行委員長 平成23年9月 全国電力関連産業労働組合 総連合会長代理 令和元年10月 当 社 理事 業務推進本部 本部長代理 令和2年6月 当 社 執行役員 調達室長 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1066 1317 1108">木村 太佳彦</td> <td data-bbox="1317 1066 2074 1465"> 昭和47年11月24日生 平成8年3月 福島大学経済学部経済学科卒 平成8年4月 日本原燃株式会社入社 平成27年7月 当 社 経営本部 人事部 能力開発グループリーダー 平成28年1月 当 社 経営本部 企画部 課長 平成28年2月 当 社 経営本部 人事部 課長 平成28年3月 当 社 経営本部 人事部 課長（採用） 兼 組織活性化グループリーダー 平成30年6月 当 社 業務推進本部 資材部長 平成30年10月 当 社 業務推進本部 資材部長 兼 資材購買グループリーダー 令和元年7月 当 社 業務推進本部 資材部長 令和2年6月 当 社 調達室 資材部長 </td> </tr> </table>	佐々木 耕一	昭和43年12月28日生 平成4年3月 岩手大学工学部応用化学科卒 平成4年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成23年7月 当 社 安全技術室 環境管理センター 課長 平成26年6月 当 社 安全本部 環境管理センター 環境安全グループリーダー 平成26年11月 当 社 安全本部 環境管理センター 環境安全グループリーダー 兼 再処理事業部 再処理計画部 課長 平成27年7月 当 社 安全本部 環境管理センター 環境安全グループリーダー 兼 再処理事業部 放射線管理部 環境管理課 課長 平成28年6月 当 社 安全・品質本部 放射線安全部長 兼 環境管理センター長 （第1種放射線取扱主任者）	大久保 章	昭和35年4月28日生 昭和54年3月 長野県立駒ヶ根工業高校卒 昭和54年4月 中部電力株式会社入社 平成23年5月 中部電力労働組合 本部執行委員長 平成23年9月 全国電力関連産業労働組合 総連合会長代理 令和元年10月 当 社 理事 業務推進本部 本部長代理 令和2年6月 当 社 執行役員 調達室長	木村 太佳彦	昭和47年11月24日生 平成8年3月 福島大学経済学部経済学科卒 平成8年4月 日本原燃株式会社入社 平成27年7月 当 社 経営本部 人事部 能力開発グループリーダー 平成28年1月 当 社 経営本部 企画部 課長 平成28年2月 当 社 経営本部 人事部 課長 平成28年3月 当 社 経営本部 人事部 課長（採用） 兼 組織活性化グループリーダー 平成30年6月 当 社 業務推進本部 資材部長 平成30年10月 当 社 業務推進本部 資材部長 兼 資材購買グループリーダー 令和元年7月 当 社 業務推進本部 資材部長 令和2年6月 当 社 調達室 資材部長	<p>添付書類二 技術的能力-3 と同様</p>
佐々木 耕一	昭和43年12月28日生 平成4年3月 岩手大学工学部応用化学科卒 平成4年4月 日本原燃産業株式会社入社 平成23年7月 当 社 安全技術室 環境管理センター 課長 平成26年6月 当 社 安全本部 環境管理センター 環境安全グループリーダー 平成26年11月 当 社 安全本部 環境管理センター 環境安全グループリーダー 兼 再処理事業部 再処理計画部 課長 平成27年7月 当 社 安全本部 環境管理センター 環境安全グループリーダー 兼 再処理事業部 放射線管理部 環境管理課 課長 平成28年6月 当 社 安全・品質本部 放射線安全部長 兼 環境管理センター長 （第1種放射線取扱主任者）							
大久保 章	昭和35年4月28日生 昭和54年3月 長野県立駒ヶ根工業高校卒 昭和54年4月 中部電力株式会社入社 平成23年5月 中部電力労働組合 本部執行委員長 平成23年9月 全国電力関連産業労働組合 総連合会長代理 令和元年10月 当 社 理事 業務推進本部 本部長代理 令和2年6月 当 社 執行役員 調達室長							
木村 太佳彦	昭和47年11月24日生 平成8年3月 福島大学経済学部経済学科卒 平成8年4月 日本原燃株式会社入社 平成27年7月 当 社 経営本部 人事部 能力開発グループリーダー 平成28年1月 当 社 経営本部 企画部 課長 平成28年2月 当 社 経営本部 人事部 課長 平成28年3月 当 社 経営本部 人事部 課長（採用） 兼 組織活性化グループリーダー 平成30年6月 当 社 業務推進本部 資材部長 平成30年10月 当 社 業務推進本部 資材部長 兼 資材購買グループリーダー 令和元年7月 当 社 業務推進本部 資材部長 令和2年6月 当 社 調達室 資材部長							

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前 (令和2年12月9日許可) (赤字: 変更対象箇所)		変更後 (赤字: 変更対象箇所)		備考 (変更理由等)
氏名	履歴	氏名	履歴	添付書類二 技術的能力-3と同様
藤田 元久	昭和57年3月 東京大学大学院工学研究科原子力工学専攻修了 昭和57年4月 関西電力株式会社入社 平成7年6月 同社 美浜発電所 安全技術課長 平成9年6月 同社 美浜発電所 安全管理課長 平成10年6月 同社 関西電力ニューヨーク事務所 副所長 (ワシントンD.C.駐在) 平成13年6月 同社 原子力事業本部 原燃輸送グループ マネジャー 平成14年6月 同社 原子力事業本部 原燃サイクルグループ マネジャー 平成15年6月 同社 原子力事業本部 燃料技術グループ チーフマネジャー 平成19年6月 同社 東京支社附 日本原燃株式会社 出向 当社 燃料製造事業準備室 燃料製造部部長 平成22年10月 当社 燃料製造事業部 燃料製造計画部長 平成23年6月 関西電力株式会社 東京支社附 原子力環境整備促進・資金管理センター出向 原子力環境整備促進・資金管理センター 常務理事 平成25年6月 関西電力株式会社 東京支社附 日本原燃株式会社 出向 当社 理事 燃料製造事業部部長 兼 燃料製造技術部 輸送グループリーダー 平成27年6月 当社 執行役員 濃縮事業部長代理 平成28年2月 当社 執行役員 濃縮事業部長代理, 濃縮機器製造工場長 平成28年6月 当社 執行役員 燃料製造事業部長代理 平成30年6月 当社 執行役員 燃料製造事業部副事業部長 (新規制基準) 令和2年6月 当社 執行役員 監査室長	藤田 元久	昭和32年10月1日生 昭和57年3月 東京大学大学院工学研究科原子力工学専攻修了 昭和57年4月 関西電力株式会社入社 平成7年6月 同社 美浜発電所 安全技術課長 平成9年6月 同社 美浜発電所 安全管理課長 平成10年6月 同社 関西電力ニューヨーク事務所 副所長 (ワシントンD.C.駐在) 平成13年6月 同社 原子力事業本部 原燃輸送グループ マネジャー 平成14年6月 同社 原子力事業本部 原燃サイクルグループ マネジャー 平成15年6月 同社 原子力事業本部 燃料技術グループ チーフマネジャー 平成19年6月 同社 東京支社附 日本原燃株式会社 出向 当社 燃料製造事業準備室 燃料製造部部長 平成22年10月 当社 燃料製造事業部 燃料製造計画部長 平成23年6月 関西電力株式会社 東京支社附 原子力環境整備促進・資金管理センター出向 原子力環境整備促進・資金管理センター 常務理事 平成25年6月 関西電力株式会社 東京支社附 日本原燃株式会社 出向 当社 理事 燃料製造事業部部長 兼 燃料製造技術部 輸送グループリーダー 平成27年6月 当社 執行役員 濃縮事業部長代理 平成28年2月 当社 執行役員 濃縮事業部長代理, 濃縮機器製造工場長 平成28年6月 当社 執行役員 燃料製造事業部長代理 平成30年6月 当社 執行役員 燃料製造事業部副事業部長 (新規制基準) 令和2年6月 当社 執行役員 監査室長	
菊池 睦夫	平成5年3月 信州大学経済学部経済学科卒 平成5年4月 日本原燃株式会社入社 平成25年7月 当社 業務本部 資材部 課長 日本原燃分析株式会社 出向 業務管理部 業務管理課長 平成27年6月 当社 業務本部 資材部 機器購買グループリーダー 平成28年6月 当社 地域・業務本部 資材部 資材購買グループリーダー 平成29年7月 当社 監査室 監査部 審査グループリーダー 令和2年6月 当社 監査室 監査部長	菊池 睦夫	昭和45年11月22日生 平成5年3月 信州大学経済学部経済学科卒 平成5年4月 日本原燃株式会社入社 平成25年7月 当社 業務本部 資材部 課長 日本原燃分析株式会社 出向 業務管理部 業務管理課長 平成27年6月 当社 業務本部 資材部 機器購買グループリーダー 平成28年6月 当社 地域・業務本部 資材部 資材購買グループリーダー 平成29年7月 当社 監査室 監査部 審査グループリーダー 令和2年6月 当社 監査室 監査部長	

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>MOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育及び訓練並びに有資格者等の選任及び配置については次のとおりである。</p> <p>(イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後におけるMOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、添2第1図に示すMOX燃料加工施設の加工の事業に係る部署にて添2第2表のとおり分掌する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づき認可を得る再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下でMOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>本変更後における設計及び工事の業務については、燃料製造事業部の各部署が実施する。</p> <p>施設に係る設計及び工事に関する業務について、施設の建設計画に関する業務は燃料製造計画部が実施する。建設計画に基づく土木建築及び機電に関する業務に係る設計については、燃料製造計画部及び燃料製造建設所が実施し、工事については、燃料製造建設所が実施する。</p> <p>MOX燃料加工施設と既存施設（他事業との共用施設を含む。）との繋ぎ込みに関する既存施設の工事は、各所管設備担当部署が責任箇所として実施する。</p> <p>なお、他事業との共用施設に係る設計及び工事に関する業務の実施主体、責任範囲は、それぞれの事業の担当部署の間で明確にし実施する。</p> <p>本変更後における運転及び保守の業務については、燃料製造事業部の各部署が実施する。</p> <p>試験運転を含む運転に関する操作、巡視、点検等の業務は、燃料製造建設所が実施する。</p> <p>機械、電気、計装設備、建物及び構築物の保守の業務は、燃料製造建設所が実施する。</p>	<p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>MOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育及び訓練並びに有資格者等の選任及び配置については次のとおりである。</p> <p>(イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後におけるMOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、添2第1図に示すMOX燃料加工施設の加工の事業に係る部署にて添2第2表のとおり分掌する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づき認可を得る再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下でMOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>本変更後における設計及び工事の業務については、燃料製造事業部の各部署が実施する。</p> <p>施設に係る設計及び工事に関する業務について、施設の建設計画に関する業務は燃料製造計画部が実施する。建設計画に基づく土木建築及び機電に関する業務に係る設計については、燃料製造計画部及び燃料製造建設所が実施し、工事については、燃料製造建設所が実施する。</p> <p>MOX燃料加工施設と既存施設（他事業との共用施設を含む。）との繋ぎ込みに関する既存施設の工事は、各所管設備担当部署が責任箇所として実施する。</p> <p>なお、他事業との共用施設に係る設計及び工事に関する業務の実施主体、責任範囲は、それぞれの事業の担当部署の間で明確にし実施する。</p> <p>本変更後における運転及び保守の業務については、燃料製造事業部の各部署が実施する。</p> <p>試験運転を含む運転に関する操作、巡視、点検等の業務は、燃料製造建設所が実施する。</p> <p>機械、電気、計装設備、建物及び構築物の保守の業務は、燃料製造建設所が実施する。</p>	<p>変更なし</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>地震、竜巻、火山等の自然現象等による被害（以下「自然災害等」という。）、MOX燃料加工施設における重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるMOX燃料加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合に対処するために必要な体制の整備については、核燃料物質の搬入を開始する前までに保安規定等において具体的に記載する方針とする。</p> <p>自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の非常事態に際しては、適確に対処するため、再処理事業部長（原子力防災管理者）を本部長とした保安規定に基づく非常時対策組織及び事象の進展に応じて「原子力災害対策特別措置法」第7条第1項の法に基づく再処理事業所再処理事業部原子力事業者防災業務計画における原子力防災組織を構築し対応できるよう、あらかじめ体制を整備する。</p> <p>自然災害等、重大事故等又は大規模損壊が発生した場合は、非常時対策組織又は原子力防災組織の要員にて初動活動を行い、本部長の指示の下、参集した要員が役割分担に応じて対処する方針とする。</p> <p>MOX燃料加工施設事業変更許可申請を伴う変更、保安規定の申請等について、他事業等の代表者を含む委員によって、全社的観点（他事業との整合性等）から保安上の基本方針を審議する品質・保安会議（副社長（安全担当）が議長）を設置する。また、MOX燃料加工施設に係る保安活動の計画について、MOX燃料加工施設に係る保安業務全体の観点から保安に係る基本的な計画の妥当性を審議する品質保証推進会議（燃料製造事業部長が主査）を設置する。品質保証推進会議では、MOX燃料加工施設の事業変更許可申請、設計及び工事の計画の認可の申請並びに保安規定の申請の実施の妥当性についても審議する。品質・保安会議及び品質保証推進会議により保安活動に関する必要な事項について審議するとともに、品質・保安会議及び品質保証推進会議からの指示事項に対する実施状況及び処置状況を監理する。保安規定の認可を得た以降は、品質保証推進会議に代えて燃料製造安全委員会（燃料製造事業部長が委員長を任命）を設置し、技術的専門性を有した委員によって、品質保証推進会議での審議事項を本委員会で審議するとともに、指示事項</p>	<p>地震、竜巻、火山等の自然現象等による被害（以下「自然災害等」という。）、MOX燃料加工施設における重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるMOX燃料加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合に対処するために必要な体制の整備については、核燃料物質の搬入を開始する前までに保安規定等において具体的に記載する方針とする。</p> <p>自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の非常事態に際しては、適確に対処するため、再処理事業部長（原子力防災管理者）を本部長とした保安規定に基づく非常時対策組織及び事象の進展に応じて「原子力災害対策特別措置法」第7条第1項の法に基づく再処理事業所再処理事業部原子力事業者防災業務計画における原子力防災組織を構築し対応できるよう、あらかじめ体制を整備する。</p> <p>自然災害等、重大事故等又は大規模損壊が発生した場合は、非常時対策組織又は原子力防災組織の要員にて初動活動を行い、本部長の指示の下、参集した要員が役割分担に応じて対処する方針とする。</p> <p>加工事業変更許可申請を伴う変更、保安規定の変更等について、他事業等の代表者を含む委員によって、全社的観点（他事業との整合性等）から保安上の基本方針を審議する品質・保安会議（副社長（安全担当）が議長）を設置する。また、技術的専門性を有した委員によって、MOX燃料加工施設に係る保安業務全体の観点から保安に係る基本的な計画の妥当性を審議する燃料製造安全委員会（燃料製造事業部長が委員長を任命）を設置する。本会議及び本委員会により保安活動に関する必要な事項について審議するとともに、本会議及び本委員会からの指示事項に対する実施状況及び処置状況を監理する。社長が行う加工の事業に関する品質マネジメントシステムに係る業務の補佐は、安全・品質本部が実施する。品質マネジメントシステムに係る内部監査は、監査室が実施する。また、品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を確認し、経営として評価、審議するため、安全・品質改革委員会（社長が委員長）を設置する。</p>	<p>事業変更許可申請書の正式名称に修正 【今後の変更】 現時点の保安規定*の第10条第2項（品質・保安会議の議長）を反映（令和4年6月22日付け原規規発第22062210号） ※参考資料1参照</p> <p>保安規定の認可を受け、品質保証推進会議に代えて保安規定*の第11条に基づく燃料製造安全委員会となったため反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） ※参考資料2参照</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>に対する実施状況及び処置状況を監理する。社長が行う加工の事業に関する品質保証を補佐する業務は、安全・品質本部が実施する。品質保証に係る内部監査は、監査室が実施する。また、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として評価、審議するため、安全・品質改革委員会（社長が委員長）を設置する。</p> <p>以上のとおり、本変更後における設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織を適切に構築している。また、運転及び保守、自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の対応を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織を適切に構築する。</p> <p>添2第1図 組織図</p>	<p>以上のとおり、本変更後における設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織を適切に構築している。また、運転及び保守、自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の対応を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織を適切に構築する。</p> <p>添2第1図 組織図</p>	<p>申請時点（令和3年12月1日現在）の体制による差異 【今後の変更】 補正時点の体制を反映</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）		変更後（赤字：変更対象箇所）		備考（変更理由等）																																		
添2第2表 MOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務の分掌		添2第2表 MOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務の分掌		変更なし																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務</th> <th>燃料製造事業部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">施設[*]の建設計画</td> <td>燃料製造計画部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設[*]の設計及び工事</td> <td>設計</td> <td>燃料製造計画部 燃料製造設計所</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>燃料製造設計所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">試験運転を含む運転に関する操作、巡視、点検等</td> <td>燃料製造設計所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機械、電気、計装設備、建物及び構築物の保守</td> <td>燃料製造設計所</td> </tr> </tbody> </table>		業務		燃料製造事業部	施設 [*] の建設計画		燃料製造計画部	施設 [*] の設計及び工事	設計	燃料製造計画部 燃料製造設計所	工事	燃料製造設計所	試験運転を含む運転に関する操作、巡視、点検等		燃料製造設計所	機械、電気、計装設備、建物及び構築物の保守		燃料製造設計所	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務</th> <th>燃料製造事業部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">施設[*]の建設計画</td> <td>燃料製造計画部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設[*]の設計及び工事</td> <td>設計</td> <td>燃料製造計画部 燃料製造建設所</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>燃料製造建設所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">試験運転を含む運転に関する操作、巡視、点検等</td> <td>燃料製造建設所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機械、電気、計装設備、建物及び構築物の保守</td> <td>燃料製造建設所</td> </tr> </tbody> </table>		業務		燃料製造事業部	施設 [*] の建設計画		燃料製造計画部	施設 [*] の設計及び工事	設計	燃料製造計画部 燃料製造建設所	工事	燃料製造建設所	試験運転を含む運転に関する操作、巡視、点検等		燃料製造建設所	機械、電気、計装設備、建物及び構築物の保守		燃料製造建設所	
業務		燃料製造事業部																																				
施設 [*] の建設計画		燃料製造計画部																																				
施設 [*] の設計及び工事	設計	燃料製造計画部 燃料製造設計所																																				
	工事	燃料製造設計所																																				
試験運転を含む運転に関する操作、巡視、点検等		燃料製造設計所																																				
機械、電気、計装設備、建物及び構築物の保守		燃料製造設計所																																				
業務		燃料製造事業部																																				
施設 [*] の建設計画		燃料製造計画部																																				
施設 [*] の設計及び工事	設計	燃料製造計画部 燃料製造建設所																																				
	工事	燃料製造建設所																																				
試験運転を含む運転に関する操作、巡視、点検等		燃料製造建設所																																				
機械、電気、計装設備、建物及び構築物の保守		燃料製造建設所																																				
※：施設とは、MOX燃料加工施設を構成する構築物、系統、機器等の総称をいう。		※：施設とは、MOX燃料加工施設を構成する構築物、系統、機器等の総称をいう。																																				

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前 (令和2年12月9日許可) (赤字: 変更対象箇所)	変更後 (赤字: 変更対象箇所)	備考 (変更理由等)																																																																																																																								
<p>(ロ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>(1) 技術者数</p> <p>令和2年9月1日現在, MOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に従事する技術者を384人確保している。これらの加工の事業に係る技術者の専攻の内訳は, 電気, 機械, 金属, 原子力, 化学等であり, 事業の遂行に必要な分野を網羅している。</p> <p>技術者の専攻別内訳を添2第3表に示す。</p> <p style="text-align: center;">添2第3表 技術者の専攻別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位: 人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>専攻</th> <th>電気</th> <th>機械</th> <th>金属</th> <th>原子力</th> <th>化学</th> <th>物理</th> <th>土木</th> <th>建築</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術者数</td> <td>66</td> <td>72</td> <td>11</td> <td>43</td> <td>44</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>24</td> <td>99</td> <td>384</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 在籍技術者の原子力関係業務従事年数</p> <p>令和2年9月1日現在における在籍特別管理職(課長以上)及びそれ以外の在籍技術者の原子力関係業務従事年数は, 添2第4表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">添2第4表 技術者の原子力関係業務従事年数</p> <p style="text-align: right;">(単位: 人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">年数</th> <th rowspan="2">技術者の原子力関係業務平均従事年数</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別管理職</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>63</td> <td>78</td> <td>26年</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>17</td> <td>86</td> <td>84</td> <td>73</td> <td>46</td> <td>306</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17</td> <td>89</td> <td>86</td> <td>83</td> <td>109</td> <td>384</td> <td>13年</td> </tr> </tbody> </table>	専攻	電気	機械	金属	原子力	化学	物理	土木	建築	その他	合計	技術者数	66	72	11	43	44	10	15	24	99	384	区分	年数						技術者の原子力関係業務平均従事年数	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計	特別管理職	0	3	2	10	63	78	26年	技術者	17	86	84	73	46	306	10年	合計	17	89	86	83	109	384	13年	<p>(ロ) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>(1) 技術者数</p> <p>令和3年12月1日現在, MOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に従事する技術者を484人確保している。これらの加工の事業に係る技術者の専攻の内訳は, 電気, 機械, 金属, 原子力, 化学等であり, 事業の遂行に必要な分野を網羅している。</p> <p>技術者の専攻別内訳を添2第3表に示す。</p> <p style="text-align: center;">添2第3表 技術者の専攻別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位: 人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>専攻</th> <th>電気</th> <th>機械</th> <th>金属</th> <th>原子力</th> <th>化学</th> <th>物理</th> <th>土木</th> <th>建築</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術者数</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>12</td> <td>48</td> <td>56</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>26</td> <td>150</td> <td>484</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 在籍技術者の原子力関係業務従事年数</p> <p>令和3年12月1日現在現在における在籍特別管理職(課長以上)及びそれ以外の在籍技術者の原子力関係業務従事年数は, 添2第4表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">添2第4表 技術者の原子力関係業務従事年数</p> <p style="text-align: right;">(単位: 人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">年数</th> <th rowspan="2">技術者の原子力関係業務平均従事年数</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別管理職</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>94</td> <td>114</td> <td>27年</td> </tr> <tr> <td>技術者</td> <td>29</td> <td>89</td> <td>101</td> <td>93</td> <td>58</td> <td>370</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30</td> <td>92</td> <td>103</td> <td>107</td> <td>152</td> <td>484</td> <td>14年</td> </tr> </tbody> </table>	専攻	電気	機械	金属	原子力	化学	物理	土木	建築	その他	合計	技術者数	81	81	12	48	56	10	20	26	150	484	区分	年数						技術者の原子力関係業務平均従事年数	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計	特別管理職	1	3	2	14	94	114	27年	技術者	29	89	101	93	58	370	10年	合計	30	92	103	107	152	484	14年	<p>申請時点(令和3年12月1日現在)の差異(以下, 人数について同様)</p> <p>【今後の変更】 補正時点の人数を反映</p>
専攻	電気	機械	金属	原子力	化学	物理	土木	建築	その他	合計																																																																																																																
技術者数	66	72	11	43	44	10	15	24	99	384																																																																																																																
区分	年数						技術者の原子力関係業務平均従事年数																																																																																																																			
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計																																																																																																																				
特別管理職	0	3	2	10	63	78	26年																																																																																																																			
技術者	17	86	84	73	46	306	10年																																																																																																																			
合計	17	89	86	83	109	384	13年																																																																																																																			
専攻	電気	機械	金属	原子力	化学	物理	土木	建築	その他	合計																																																																																																																
技術者数	81	81	12	48	56	10	20	26	150	484																																																																																																																
区分	年数						技術者の原子力関係業務平均従事年数																																																																																																																			
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計																																																																																																																				
特別管理職	1	3	2	14	94	114	27年																																																																																																																			
技術者	29	89	101	93	58	370	10年																																																																																																																			
合計	30	92	103	107	152	484	14年																																																																																																																			

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）												
<p>(3) 有資格者数</p> <p>令和2年9月1日現在における国家資格取得者数は、添2第5表のとおりである。</p> <p>添2第5表 技術者の国家資格取得者数 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="397 564 931 747"> <thead> <tr> <th>国家資格名称</th> <th>取得者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核燃料取扱主任者</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>第1種放射線取扱主任者</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、自然災害等、重大事故等及び大規模損壊への対応について検討した結果、大型自動車運転免許等の資格を必要とする重機等の操作が必要であるため、必要な資格を抽出し、その有資格者を確保する。MOX燃料加工施設における自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の対応に必要な大型自動車等を運転する資格を有する技術者を延べ150人確保する。</p> <p>(4) 配置</p> <p>業務の各工程に応じて上記の技術者及び有資格者を必要な人数配置する。技術者については、今後想定する設計及び工事並びに運転及び保守の状況も勘案した上で、採用、教育及び訓練を行うことにより継続的に確保するとともに、有資格者についても、各種資格取得を奨励することにより必要な数の資格取得者を確保していく。</p> <p>以上のとおり、設計及び工事に必要な技術者及び有資格者を確保している。</p> <p>今後とも設計及び工事並びに運転及び保守、自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の対応を適切に行うための技術者を確保し、円滑、かつ、確実な業務遂行を図るため、必要な教育及び訓練を行うとともに、採用を通じ、必要な技術者及び有資格者を継続的に確保し、配置する。</p>	国家資格名称	取得者数	核燃料取扱主任者	15	第1種放射線取扱主任者	35	<p>(3) 有資格者数</p> <p>令和3年12月1日現在における国家資格取得者数は、添2第5表のとおりである。</p> <p>添2第5表 技術者の国家資格取得者数 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1353 564 1887 747"> <thead> <tr> <th>国家資格名称</th> <th>取得者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核燃料取扱主任者</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>第1種放射線取扱主任者</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、自然災害等、重大事故等及び大規模損壊への対応について検討した結果、大型自動車運転免許等の資格を必要とする重機等の操作が必要であるため、必要な資格を抽出し、その有資格者を確保する。MOX燃料加工施設における自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の対応に必要な大型自動車等を運転する資格を有する技術者を延べ140人確保する。</p> <p>(4) 配置</p> <p>業務の各工程に応じて上記の技術者及び有資格者を必要な人数配置する。技術者については、今後想定する設計及び工事並びに運転及び保守の状況も勘案した上で、採用、教育及び訓練を行うことにより継続的に確保するとともに、有資格者についても、各種資格取得を奨励することにより必要な数の資格取得者を確保していく。</p> <p>以上のとおり、設計及び工事に必要な技術者及び有資格者を確保している。</p> <p>今後とも設計及び工事並びに運転及び保守、自然災害等、重大事故等及び大規模損壊の対応を適切に行うための技術者を確保し、円滑、かつ、確実な業務遂行を図るため、必要な教育及び訓練を行うとともに、採用を通じ、必要な技術者及び有資格者を継続的に確保し、配置する。</p>	国家資格名称	取得者数	核燃料取扱主任者	18	第1種放射線取扱主任者	41	<p>申請時点（令和3年12月1日現在）の差異（以下、人数について同様）</p> <p>【今後の変更】 補正時点の人数を反映</p> <p>窒素濃縮空気供給車の使用がなくなったため、それに必要なけん引免許保有者（10名）の確保が不要となったため</p>
国家資格名称	取得者数													
核燃料取扱主任者	15													
第1種放射線取扱主任者	35													
国家資格名称	取得者数													
核燃料取扱主任者	18													
第1種放射線取扱主任者	41													

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）																																								
<p>(ハ) 設計及び工事並びに運転及び保守の経験</p> <p>当社は、平成22年に加工の事業の許可を受け、これまでにMOX燃料加工施設の設計及び工事を行ってきた経験を有するとともに、再処理施設、原子力発電所、ウラン加工施設等の原子力施設における工事経験を有する技術者を確保している。また、MOX燃料加工施設の運転及び保守の経験については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（プルトニウム燃料技術開発センター）、フランスOrano Cycle社MOX燃料加工施設等の国内外の研修機関における運転及び保守に係る研修により経験を継続的に蓄積しており、今後も積み上げていくとともに、MOX燃料加工施設に係る作動試験等を通じ、運転及び保守に必要な経験を取得させる。</p> <p>なお、令和2年9月1日現在における在籍技術者のうち、国内外の主な機関への研修及び社内研修で原子力技術を習得した者は、添2第6表に示すとおりである。</p> <p style="text-align: center;">添2第6表 機関別研修者数 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="255 1165 1074 1759"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修機関</th> <th>研修者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国内</td> <td>日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 (上記のうちプルトニウム燃料技術開発センター)</td> <td>80 (54)</td> </tr> <tr> <td>原子燃料工業株式会社ウラン加工施設</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海外</td> <td>フランス Orano Cycle社MOX燃料加工施設</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">社内</td> <td>再処理施設</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>さらに、当社は、国内外の関連施設との情報交換、トラブル対応に関する情報収集及び活用により、設計及び工事並びに運転及</p>	研修機関		研修者数	国内	日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 (上記のうちプルトニウム燃料技術開発センター)	80 (54)	原子燃料工業株式会社ウラン加工施設	29	合計	109	海外	フランス Orano Cycle社MOX燃料加工施設	7	合計	7	社内	再処理施設	36	合計	36	<p>(ハ) 設計及び工事並びに運転及び保守の経験</p> <p>当社は、平成22年に加工の事業の許可を受け、これまでにMOX燃料加工施設の設計及び工事を行ってきた経験を有するとともに、再処理施設、原子力発電所、ウラン加工施設等の原子力施設における工事経験を有する技術者を確保している。また、MOX燃料加工施設の運転及び保守の経験については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（プルトニウム燃料技術開発センター）、フランスOrano Recyclage社MOX燃料加工施設等の国内外の研修機関における運転及び保守に係る研修により経験を継続的に蓄積しており、今後も積み上げていくとともに、MOX燃料加工施設に係る作動試験等を通じ、運転及び保守に必要な経験を取得させる。</p> <p>なお、令和3年12月1日現在における在籍技術者のうち、国内外の主な機関への研修及び社内研修で原子力技術を習得した者は、添2第6表に示すとおりである。</p> <p style="text-align: center;">添2第6表 機関別研修者数 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1202 1165 2021 1759"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修機関</th> <th>研修者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国内</td> <td>日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 (上記のうちプルトニウム燃料技術開発センター)</td> <td>85 (53)</td> </tr> <tr> <td>原子燃料工業株式会社ウラン加工施設</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海外</td> <td>フランス Orano Recyclage社MOX燃料加工施設</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">社内</td> <td>再処理施設</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>さらに、当社は、国内外の関連施設との情報交換、トラブル対応に関する情報収集及び活用により、設計及び工事並びに運転及</p>	研修機関		研修者数	国内	日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 (上記のうちプルトニウム燃料技術開発センター)	85 (53)	原子燃料工業株式会社ウラン加工施設	29	合計	114	海外	フランス Orano Recyclage社MOX燃料加工施設	7	合計	7	社内	再処理施設	37	合計	37	<p>仏国事業者の社名変更を反映</p> <p>申請時点（令和3年12月1日現在）の差異（以下、人数について同様） 【今後の変更】 補正時点の人数を反映</p>
研修機関		研修者数																																								
国内	日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 (上記のうちプルトニウム燃料技術開発センター)	80 (54)																																								
	原子燃料工業株式会社ウラン加工施設	29																																								
	合計	109																																								
海外	フランス Orano Cycle社MOX燃料加工施設	7																																								
	合計	7																																								
社内	再処理施設	36																																								
	合計	36																																								
研修機関		研修者数																																								
国内	日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 (上記のうちプルトニウム燃料技術開発センター)	85 (53)																																								
	原子燃料工業株式会社ウラン加工施設	29																																								
	合計	114																																								
海外	フランス Orano Recyclage社MOX燃料加工施設	7																																								
	合計	7																																								
社内	再処理施設	37																																								
	合計	37																																								

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>び保守の経験を継続的に蓄積しており、今後も積み上げていく。</p> <p>新規制基準の施行を踏まえ、自然災害等対策、重大事故等対策及び大規模損壊対策について検討し、基本設計等を実施している。また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備していく。</p> <p>設計及び工事並びに運転及び保守の経験として、当社で発生したトラブル情報や国内外のトラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。</p> <p>以上のとおり、設計及び工事の経験を十分に有しており、今後も継続的に技術者を確保するため技術の継承を実施し経験を積み上げていく。また、運転及び保守についても継続的に技術者を確保するため、技術の継承を実施し経験を積み上げていく。</p> <p>(二) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>MOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動に関して、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4111-2009）」及び「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第18号）に基づき、安全文化の醸成活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを確立、実施、維持するとともに、有効性を継続的に改善する。また、品質マネジメントシステムを品質保証計画として定めるとともに、品質保証計画書として文書化する。</p>	<p>び保守の経験を継続的に蓄積しており、今後も積み上げていく。</p> <p>新規制基準の施行を踏まえ、自然災害等対策、重大事故等対策及び大規模損壊対策について検討し、基本設計等を実施している。また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備していく。</p> <p>設計及び工事並びに運転及び保守の経験として、当社で発生したトラブル情報や国内外のトラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。</p> <p>以上のとおり、設計及び工事の経験を十分に有しており、今後も継続的に技術者を確保するため技術の継承を実施し経験を積み上げていく。また、運転及び保守についても継続的に技術者を確保するため、技術の継承を実施し経験を積み上げていく。</p> <p>(二) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>MOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質マネジメントシステムに係る活動に関して、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び「同規則の解釈」に基づき、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、実効性を維持するため、継続的に改善する。また、品質マネジメントシステムを品質マネジメントシステム計画として定めるとともに、品質マニュアルとして文書化する。</p>	<p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>品質管理基準規則の施行に伴う規則名の反映</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （品質管理基準規則第四条第1項（品質マネジメントシステムに係る要求事項）に基づく実効性の維持について反映。また、変更前の「安全文化の醸成活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識向上を図るための活動を含めた」の記載については、変更後の品質マネジメントシステムにこれらの活動が包含されていること及び安全文化に係る活動に関しては品質方針（本前後対比表 添付書類二 技術的能力-24 ページ参照）に示すとおり変更後も継続して実施することを記載していることから削除する。）</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>社長は、品質保証活動の実施に関する責任と権限を有し、最高責任者として法令の遵守及び原子力安全の重要性を含めた品質方針を設定し、文書化して組織内に周知する。</p> <p>なお、設計及び工事並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動のうち、原子力利用における安全対策の強化のための「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の一部を改正する法律に基づき申請する保安規定施行後の活動については、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第2号）にしたがい実施する。</p> <p>(1) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動の体制</p> <p>品質保証活動については、業務に必要な社内規程を定めるとともに、文書体系を構築している。</p> <p>当社は、文書化された品質保証計画書に基づき、社長をトップマネジメントとし、監査室長、安全・品質本部長及び燃料製造事業部長を管理責任者とした品質保証体制を構築する。また、監査室を社長直属の組織とする、特定の取締役による監査室への関与を排除するとともに監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p>	<p>社長は、品質マネジメントシステムに係る活動の実施に関する責任と権限を有し、最高責任者として法令の遵守及び原子力安全の重要性を含めた品質方針を設定し、文書化して組織内に周知する。</p> <p>(1) 設計及び工事並びに運転及び保守における品質マネジメントシステムに係る活動の体制</p> <p>品質マネジメントシステムに係る活動については、業務に必要な社内規程を定めるとともに、文書体系を構築している。</p> <p>当社は、文書化された品質マニュアルに基づき、社長をトップマネジメントとし、監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び燃料製造事業部長を管理責任者とした品質マネジメントシステムに係る体制を構築する。また、監査室を社長直属の組織とする、特定の取締役による監査室への関与を排除するとともに内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p>	<p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証計画書」から「品質マニュアル」）</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>本申請では、原子力利用における安全対策の強化のための「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の一部を改正する法律に基づき申請し認可された保安規定施行後の活動を主体とした記載にしているため、「なお書き」は削除する。</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証計画書」から「品質マニュアル」）</p> <p>調達室の保安組織編入の反映。</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証体制」から「品質マネジメントシステムに係る体制」）</p> <p>申請時点の保安規定※の第5条「5.5.1 責任及び権限(3)」の表現を反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） ※参考資料2参照</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>社長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ、有効であることを確実にするため、品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無についてマネジメントレビューを実施し、評価する。また、経営層の立場として品質保証活動の実施状況を観察及び評価するため、社長を委員長とする安全・品質改革委員会を設置し、品質保証活動の取組が弱い場合は要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行い、必要な指示及び命令を行う。</p> <p>監査室長は、安全・品質本部長及び燃料製造事業部長が実施する業務に関し内部監査を行うとともに、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。</p>	<p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するため、品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況及び改善の必要性の有無についてマネジメントレビューを実施する。また、品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を確認し、経営として、観察及び評価するため、社長を委員長とする安全・品質改革委員会を設置し、品質マネジメントシステムに係る活動の取り組みが弱い場合は要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行い、必要な指示及び命令を行う。</p> <p>監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び燃料製造事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し内部監査を行うとともに、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質マネジメントシステムに係る活動の計画、実施、評価確認及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。</p>	<p>品質管理基準規則の施行による反映 （品質管理基準規則第十八条（マネジメントレビュー）に基づく実効性の評価について反映）</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>申請時点の保安規定*の第12条第2項の表現を反映 （令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） ※参考資料2参照</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>記載の適正化（「取組」から「取り組み」）</p> <p>調達室の保安組織編入の反映</p> <p>申請時点の保安規定*の第7条第2項第2号の表現を反映 （令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） ※参考資料2参照</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>申請時点の保安規定*の第5条「1 目的」の表現を反映 （令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） （「評価」から「評価確認」） ※参考資料2参照</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>安全・品質本部長は、社長が行う加工の事業に関する品質保証に係る業務の補佐を行う。また、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。さらに、社長の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。</p> <p>燃料製造事業部長は、MOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を統括する。また、燃料製造事業部長は、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質保証活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行い、その状況を燃料製造事業部長が社長へ報告する。</p> <p>全社品質保証活動の推進部門である安全・品質本部及び実施部門である燃料製造事業部、並びに、各部門から独立した監査部門である監査室の各組織（以下「各業務を主管する組織」という。）の長は、業務の実施に際して、業務に対する要求事項を満足するように定めた規程類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、要求事項への適合及び品質保証活動の効果的な運用の証拠を示すために必要な記録を作成し管理する。</p>	<p>調達室長は、加工の事業に関する調達に係る業務を行うとともに、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質マネジメントシステムに係る活動の計画、実施、評価確認及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。</p> <p>安全・品質本部長は、社長が行う加工の事業に関する品質マネジメントシステムに係る業務の補佐を行う。また、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質マネジメントシステムに係る活動の計画、実施、評価確認及び継続的な改善を行い、その状況を社長へ報告する。さらに、社長の補佐として、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることを支援する。</p> <p>燃料製造事業部長は、MOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を統括する。また、燃料製造事業部長は、品質方針に基づき品質目標を設定し、品質マネジメントシステムに係る活動の計画、実施、評価確認及び継続的な改善を行い、その状況を燃料製造事業部長が社長へ報告する。</p> <p>各部門から独立した監査部門である監査室、調達部門である調達室及び全社の品質マネジメントシステムに係る活動の推進部門である安全・品質本部並びに実施部門である燃料製造事業部の各組織（以下「各業務を主管する組織」という。）の長は、業務の実施に際して、業務に対する要求事項を満足するように定めた社内規程に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムに係る活動の実効性を実証する記録を作成し管理する。</p>	<p>調達室の保安組織編入の反映</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映（「品質保証」から「品質マネジメントシステム」）</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>申請時点の保安規定*の第5条「1 目的」の表現を反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号）（「評価」から「評価確認」） ※参考資料2参照</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>申請時点の保安規定*の第5条「1 目的」の表現を反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号）（「評価」から「評価確認」） ※参考資料2参照</p> <p>各部門の記載順序に対して、申請時点の保安規定*の第7条第2項第2, 3, 5, 6号の職務説明順序を反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） ※参考資料2参照</p> <p>調達室の保安組織編入の反映 記載の適正化（「規程類」から「社内規程」）</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>各業務を主管する組織の長は、製品及び役務を調達する場合、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう、要求事項を提示し、製品及び役務に応じた管理を行う。また、検査、試験等により調達製品が要求事項を満足していることを確認する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要度に応じた是正処置を実施する。</p> <p>品質保証推進会議は、MOX燃料加工施設に係る保安活動の計画について、MOX燃料加工施設に係る保安業務全体の観点から保安に係る基本的な計画の妥当性を審議する。また、MOX燃料</p>	<p>各業務を主管する組織の長は、製品及び役務を調達する場合、供給者において品質マネジメントシステムに係る活動が適切に遂行されるよう、要求事項を提示し、製品及び役務に応じた管理を行う。また、検査、試験等により調達物品等が要求事項を満足していることを確認する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力の安全に及ぼす影響に応じた是正処置を実施する。</p> <p>燃料製造安全委員会は、MOX燃料加工施設の保安活動について審議を行う。また、品質・保安会議は、全社的な観点から保安活動及び品質マネジメントシステムに係る活動の重要な事項につ</p>	<p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （品質管理基準規則第八条第1項（記録の管理）に基づく実効性を実証する記録について反映）</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （品質管理基準規則第三十四条第1項（調達プロセス）に基づき、「調達製品」から「調達物品等」に変更）</p> <p>【今後の変更】 品質管理基準規則第三十四条第1項（調達プロセス）にて、「調達する物品又は役務（以下「調達物品等」）という。」との記載があることから、これを反映し、「製品及び役務」から「調達する物品又は役務（以下「調達物品等」）という。」又は「調達物品等」に記載を変更する。</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （品質管理基準規則第五十二条第1項（是正処置等）に基づき、「原子力安全に対する重要度」から「原子力の安全に及ぼす影響」に変更）</p> <p>保安規定の認可を受け、品質保証推進会議に代えて保安規定*の第11条に基づく燃料製造安全委員会となったため反映（令和2年9月16日付け原規規発第</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>加工施設の事業変更許可申請，設計及び工事の計画の認可の申請並びに保安規定の申請の実施の妥当性についても審議する。また，品質・保安会議は，全社的な観点から保安活動及び品質保証活動方針，品質保証活動に係る重要な事項について審議を行う。さらに，安全・品質改革委員会は，各部門の品質保証活動の実施状況を確認し，経営として，観察及び評価を行い，要員，組織，予算，購買等の仕組みが機能しているか審議する。</p> <p>社長は，品質マネジメントシステムの最高責任者として，品質マネジメントシステムを確立し，実施し，評価確認し，継続的に改善することの責任と権限を有し，品質方針を設定する。この品質方針は，安全及び品質の向上のため，技術力の向上，現場第一主義の徹底を図りつつ，協力会社と一体となって，安全文化を醸成し品質保証活動の継続的な改善に取り組むこと，さらに，法令及びルールへの遵守はもとより，福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ，原子力安全達成に細心の注意を払い，地域の信頼をより強固なものとし，ともに発展していくよう，社員一人ひとりが責任と誇りを持って業務を遂行することを表明している。また，品質方針が組織内に伝達され，理解されることを確実にするため，社内イントラネットへの掲載，執務室での品質方針ポスター掲示，携帯用の品質方針カードの配布を実施することにより，全社品質保証活動の推進部門，実施部門及び監査部門の要員に周知している。</p>	<p>いて審議を行う。さらに，安全・品質改革委員会は，各部門の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を確認し，経営として，観察及び評価を行い，要員，組織，予算，購買等の仕組みが機能しているか審議する。</p> <p>社長は，品質マネジメントシステムの最高責任者として，品質マネジメントシステムを確立し，実施し，評価確認し，継続的に改善することの責任と権限を有し，品質方針を設定する。この品質方針は，安全及び品質の向上のため，技術，人及び組織の三要素を踏まえ，安全文化の向上に取り組むとともに，協力会社と一体となって，技術力の向上，現場第一主義の徹底を図ること，さらに，法令及びルールへの遵守はもとより，東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ，原子力安全達成に細心の注意を払い，地域の信頼をより強固なものとし，ともに発展していくよう，社員一人ひとりが責任と誇りを持って業務を遂行することを表明している。また，品質方針が組織内に伝達され，理解されることを確実にするため，社内イントラネットへの掲載，執務室での品質方針ポスター掲示，携帯用の品質方針カードの配布を実施することにより，監査部門，調達部門，全社の品質マネジメントシステムに係る活動の推進部門及び実施部門の要員に周知している。</p>	<p>2009163号) ※参考資料2参照</p> <p>申請時点の保安規定*の第10条第1項第3号の表現を反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） ※参考資料2参照</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>品質方針の表現を反映 （品質管理基準規則第十一条の解釈である「技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。」に基づく品質方針の反映。）</p> <p>社名変更を反映</p> <p>各部門の記載順序に対して，申請時点の保安規定*の第7条第2項第2，3，5，6号の職務説明順序を反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） ※参考資料2参照</p> <p>調達室の保安組織編入の反映</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>各業務を主管する組織においては、各業務を主管する組織の長によるレビューを実施し、各業務を主管する組織における社内規程の改訂に関する事項、品質目標、管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>燃料製造事業部長は、実施部門の管理責任者として、実施部門の各組織のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>また、監査室長は、監査部門の管理責任者として、安全・品質本部長、燃料製造事業部長が実施する業務に関し内部監査を実施し、評価確認し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>安全・品質本部長は、全社品質保証活動の推進部門の管理責任者として、社長が行うマネジメントレビューが円滑に実施されるよう補佐するとともに、オーバーサイト結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>管理責任者のレビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとするほか、品質目標等の業務計画の策定及び改訂、社内規程の制定、改訂等により業務へ反映する。</p> <p>社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプ</p>	<p>各業務を主管する組織においては、各業務を主管する組織の長によるレビューを実施し、各業務を主管する組織における社内規程の改訂に関する事項、品質目標、管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>監査室長は、監査部門の管理責任者として、調達室長、安全・品質本部長、燃料製造事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し内部監査を実施し、評価確認し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>調達室長は、調達部門の管理責任者として、調達部門のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>安全・品質本部長は、全社の品質マネジメントシステムに係る活動の推進部門の管理責任者として、社長が行うマネジメントレビューが円滑に実施されるよう補佐するとともに、オーバーサイト結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>燃料製造事業部長は、実施部門の管理責任者として、品質保証部長の補佐を受けて、実施部門の各組織のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>管理責任者のレビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとするほか、品質目標等の業務計画の策定及び改訂、社内規程の制定、改訂等により業務へ反映する。</p> <p>社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの実効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプ</p>	<p>各部門の記載順序に対して、申請時点の保安規定*の第7条第2項第2, 3, 5, 6号の職務説明順序を反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） ※参考資料2参照</p> <p>調達室の保安組織編入の反映</p> <p>申請時点の保安規定*の第7条第2項第2号の表現を反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） ※参考資料2参照</p> <p>調達室の保安組織編入の反映</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>各部門の記載順序に対して、申請時点の保安規定*の第7条第2項第2, 3, 5, 6号の職務説明順序を反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） ※参考資料2参照</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「有効性」から「実効性」）</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>ットを決定する。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを、各業務を主管する組織の長に通知し、各業務を主管する組織の長が作成したマネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項を確認して、各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、マネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項及び各業務を主管する組織の品質保証活動の実施状況を評価確認し、次年度の品質目標に反映し、活動する。また、管理責任者はそれらの状況を確認する。</p> <p>品質・保安会議では、品質保証活動方針、品質保証活動状況及び品質保証活動に係る重要な事項について審議する。</p>	<p>ットを決定する。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを、各業務を主管する組織の長に通知し、各業務を主管する組織の長が作成したマネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項を確認して、各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、マネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項及び各業務を主管する組織の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を評価確認し、次年度の品質目標に反映し、活動する。また、管理責任者はそれらの状況を確認する。</p> <p>品質・保安会議では、品質マネジメントシステムに係る重要な事項について審議する。</p> <p>なお、MOX燃料加工施設の保安活動に関しては、保安規定第11条に基づく燃料製造安全委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映する。</p>	<p>品質管理基準規則の施行による反映（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>申請時点の保安規定*の第10条第1項第3号の表現を反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） ※参考資料2参照</p> <p>保安規定の認可を受け、品質保証推進会議に代えて保安規定*の第11条に基づく燃料製造安全委員会となったため追加（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） ※参考資料2参照</p>
<p>(2) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、品質保証計画書にしたがい、MOX燃料加工施設の安全機能の重要度を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、重要度等に応じた品質重要度分類にしたがい調達管理を行う。</p>	<p>(2) 設計及び工事並びに運転及び保守における品質マネジメントシステムに係る活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、品質マニュアルにしたがい、MOX燃料加工施設の安全機能の重要度を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価確認し、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質マネジメントシステムに係る活動が適切に遂行されるよう、要求事項を提示し、重要度等に応じた品質管理グレードにしたがい調達管理を行う。</p>	<p>品質管理基準規則の施行による反映（「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映（「品質保証計画書」から「品質マニュアル」）</p> <p>申請時点の保安規定*の第5条「1 目的」の表現を反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号）（「評価」から「評価確認」） ※参考資料2参照</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査、試験等により検証する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質保証計画書にしたがい、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事並びに運転及び保守において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施する。</p> <p>また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう仕様書にて要求事項を提示し、不</p>	<p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達物品等要求事項を追加する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達物品等が調達物品等要求事項を満足していることを、検査、試験等により検証する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルにしたがい、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価確認し、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事並びに運転及び保守において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力の安全に及ぼす影響に応じた是正処置を実施する。</p> <p>また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう仕様書にて要求事項を提示し、不</p>	<p>(1)項に示す体制の記載表現「各業務を主管する組織の長は、製品及び役務を調達する場合、供給者において品質マネジメントシステムに係る活動が適切に遂行されるよう、要求事項を提示し、製品及び役務に応じた管理を行う。」を反映</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 (品質管理基準規則第三十四条第1項（調達プロセス）に基づき、「調達要求事項」から「調達物品等要求事項」、「調達製品等」から「調達物品等」に変更)</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 (「品質保証計画書」から「品質マニュアル」)</p> <p>申請時点の保安規定*の第5条「1 目的」の表現を反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） (「評価」から「評価確認」) ※参考資料2参照</p> <p>【今後の変更】 品質管理基準規則第三十四条第1項（調達プロセス）にて、「調達する物品又は役務（以下「調達物品等」）という。」との記載があることから、これを反映し、「製品及び役務」から「調達物品等」に記載を変更する。</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 (品質管理基準規則第五十二条第1項（是正処置等）に基づき、「原子力安全に対する重要度」から「原子力の安全に及ぼす影響」に変更)</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>適合が発生した場合には、各業務を主管する組織はその実施状況を「燃料製造事業部 不適合管理要領」にしたがって確認する。</p> <p>以上のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価、改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を設計及び工事の段階において構築している。また、運転及び保守の段階においても、設計及び工事の段階と同様な仕組み及び体制を構築する。</p> <p>(ホ) 技術者に対する教育及び訓練</p> <p>(1) 技術者に対しては、MOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に当たり、一層の技術的能力向上のため、以下の教育及び訓練を実施する。</p> <p>① 社内における研修並びに設計及び工事の実務経験者の指導のもとにおける実務を通じて、施設の設計及び工事並びに運転及び保守に関する知識の維持及び向上を図るための教育（安全上の要求事項、設計根拠、設備構造及び過去のトラブル事例を含む。）を定期的実施する。また、必要となる教育及び訓練の計画をその職務に応じて定め、適切な力量を有していることを定期的に評価する。</p> <p>② 運転訓練装置、実規模装置及び実機を用いた研修を実施し、設備の構造と機能を理解させるとともに、基本的運転操作を習得させる。</p> <p>③ 原子力関係機関（一般社団法人原子力安全推進協会、原子燃料工業株式会社ウラン加工施設）等において、原子力安全、技術、技能の維持及び向上を目的とした社外研修、講習会等に参加させ関連知識を習得させる。</p> <p>(2) 上記（1）によって培われる技術的能力に加え、建設工事の進捗状況に合わせて建設工事に直接従事させることで設備等に対する知識の向上を図るとともに、フランスのOran</p>	<p>適合が発生した場合には、各業務を主管する組織はその実施状況を確認する。</p> <p>以上のとおり、品質マネジメントシステムに係る活動に必要な文書を定め、品質マネジメントシステムに係る活動に関する計画、実施、評価確認、改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を設計及び工事の段階において構築している。また、運転及び保守の段階においても、設計及び工事の段階と同様な仕組み及び体制を構築する。</p> <p>(ホ) 技術者に対する教育及び訓練</p> <p>(1) 技術者に対しては、MOX燃料加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守に当たり、一層の技術的能力向上のため、以下の教育及び訓練を実施する。</p> <p>① 社内における研修並びに設計及び工事の実務経験者の指導のもとにおける実務を通じて、施設の設計及び工事並びに運転及び保守に関する知識の維持及び向上を図るための教育（安全上の要求事項、設計根拠、設備構造及び過去のトラブル事例を含む。）を定期的実施する。また、必要となる教育及び訓練の計画をその職務に応じて定め、適切な力量を有していることを定期的に評価する。</p> <p>② 運転訓練装置、実規模装置及び実機を用いた研修を実施し、設備の構造と機能を理解させるとともに、基本的運転操作を習得させる。</p> <p>③ 原子力関係機関（一般社団法人原子力安全推進協会、原子燃料工業株式会社ウラン加工施設）等において、原子力安全、技術、技能の維持及び向上を目的とした社外研修、講習会等に参加させ関連知識を習得させる。</p> <p>(2) 上記（1）によって培われる技術的能力に加え、建設工事の進捗状況に合わせて建設工事に直接従事させることで設備等に対する知識の向上を図るとともに、フランスのOran</p>	<p>記載の適正化 （記載程度統一のため、社内規程の固有名称を削除）</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>申請時点の保安規定*の第5条「1 目的」の表現を反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号） （「評価」から「評価確認」） ※参考資料2参照</p> <p>仏国事業者の社名変更を反映</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>○ Cycle社MOX燃料加工施設，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（プルトニウム燃料技術開発センター）及び当社再処理施設における，運転，保守及び放射線管理の訓練の実施，継続した技術情報収集を行う。</p> <p>(3) 教育及び訓練の詳細</p> <p>① 技術者は，原則として入社後一定期間，配属された部門に係る基礎的な教育及び訓練を受ける。MOX燃料加工施設の仕組み，放射線管理等の基礎教育及び訓練並びに機器配置及びプラントシステム等の現場教育及び訓練を受け，原子燃料の加工に関する基礎知識を習得する。</p> <p>② 燃料製造事業部では，原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持及び向上させるため，保安規定等に基づき，対象者，教育内容，教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し，それにしたがって教育を実施する。</p> <p>③ 本変更後における業務に従事する自然災害等，重大事故等及び大規模損壊に対応する技術者，事務系社員及び協力会社社員に対しては，各役割に応じた自然災害等発生時，重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため，計画的，かつ，継続的に必要な教育及び訓練を実施する。</p> <p>④ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえて，MOX燃料加工施設では重大事故等対処設備等を設置及び配備し，災害対策要員の体制整備を進める。これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し，適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより，災害対策要員の技術的な能力の維持向上を図る。</p> <p>以上のとおり，本変更後における技術者に対する教育及び訓練を実施し，その専門知識，技術及び技能を維持及び向上させる取り組みを行う。</p>	<p>○ Recyclage社MOX燃料加工施設，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（プルトニウム燃料技術開発センター）及び当社再処理施設における，運転，保守及び放射線管理の訓練の実施，継続した技術情報収集を行う。</p> <p>(3) 教育及び訓練の詳細</p> <p>① 技術者は，原則として入社後一定期間，配属された部門に係る基礎的な教育及び訓練を受ける。MOX燃料加工施設の仕組み，放射線管理等の基礎教育及び訓練並びに機器配置及びプラントシステム等の現場教育及び訓練を受け，原子燃料の加工に関する基礎知識を習得する。</p> <p>② 燃料製造事業部では，原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持及び向上させるため，保安規定等に基づき，対象者，教育内容，教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し，それにしたがって教育を実施する。</p> <p>③ 本変更後における業務に従事する自然災害等，重大事故等及び大規模損壊に対応する技術者，事務系社員及び協力会社社員に対しては，各役割に応じた自然災害等発生時，重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため，計画的，かつ，継続的に必要な教育及び訓練を実施する。</p> <p>④ 東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）福島第一原子力発電所事故を踏まえて，MOX燃料加工施設では重大事故等対処設備等を設置及び配備し，災害対策要員の体制整備を進める。これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し，適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより，災害対策要員の技術的な能力の維持向上を図る。</p> <p>以上のとおり，本変更後における技術者に対する教育及び訓練を実施し，その専門知識，技術及び技能を維持及び向上させる取り組みを行う。</p>	<p>社名変更を反映</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類二「技術的能力」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>(へ) 有資格者等の選任及び配置</p> <p>核燃料物質の取扱いに関し、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」（昭和41年7月19日 総理府令第37号）に基づき、保安の監督を行う核燃料取扱主任者及びその代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。</p> <p>核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合、その職務が遂行できるよう、代行者を核燃料取扱主任者の選任要件を満たす技術者の中から選任し、職務遂行に万全を期すこととする。</p> <p>核燃料取扱主任者は、MOX燃料加工施設の保安の監督を誠実、かつ、最優先に行うこととし、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の取扱いの業務に従事する者への指示等、その職務が適切に遂行できるよう設計及び工事並びに運転及び保守の保安に関する職務を兼任しないようにする等、職務の独立性を確保した配置とする。</p> <p>以上のとおり、MOX燃料加工施設の保安の業務に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置する。</p>	<p>(へ) 有資格者等の選任及び配置</p> <p>核燃料物質の取扱いに関し、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」（昭和41年7月19日 総理府令第37号）に基づき、保安の監督を行う核燃料取扱主任者及びその代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。</p> <p>核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合、その職務が遂行できるよう、代行者を核燃料取扱主任者の選任要件を満たす技術者の中から選任し、職務遂行に万全を期している。</p> <p>核燃料取扱主任者は、MOX燃料加工施設の保安の監督を誠実、かつ、最優先に行うこととし、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の取扱いの業務に従事する者への指示等、その職務が適切に遂行できるよう設計及び工事並びに運転及び保守の保安に関する職務を兼任しないようにする等、職務の独立性を確保した配置とする。</p> <p>以上のとおり、MOX燃料加工施設の保安の業務に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置している。</p>	<p>核燃料取扱主任者を令和2年9月に選任したため語尾を修正</p> <p>核燃料取扱主任者を令和2年9月に選任したため語尾を修正</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>イ. 概要</p> <p>本説明書は、変更後におけるMOX燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、MOX燃料加工施設の当該事業変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>ロ. 基本方針</p> <p>本説明書では、本申請における、「設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「ハ. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「ハ. (イ) 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「ハ. (ロ) 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「ハ. (ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「ハ. (ニ) 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「ハ. (ホ) 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「ハ. (ヘ) 本申請における不適合管理」に記載する。</p>	<p>イ. 概要</p> <p>本説明書は、変更後におけるMOX燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、MOX燃料加工施設の当該事業変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>ロ. 基本方針</p> <p>本説明書では、本申請における、「設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「ハ. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「ハ. (イ) 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「ハ. (ロ) 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「ハ. (ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「ハ. (ニ) 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「ハ. (ホ) 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「ハ. (ヘ) 本申請における不適合管理」に記載する。</p>	<p>変更なし</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法，組織等に係る事項</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法，組織等に係る事項については，「二. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には，組織について「二. (イ) その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に，実施する各段階について「二. (ロ) その後の設計，工事等の各段階とその審査」に，品質管理の方法について「二. (ハ) その後の設計に係る品質管理の方法」，「二. (ニ) 工事に係る品質管理の方法」及び「二. (ホ) 使用前事業者検査の方法」に，設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「二. (ヘ) 設工認における調達管理の方法」に，文書管理について「二. (ト) その後の設計，工事等における文書及び記録の管理」に，不適合管理について「二. (チ) その後の不適合管理」に記載する。</p> <p>また，設工認に基づき，「加工施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について，「ホ. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。</p>	<p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法，組織等に係る事項</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法，組織等に係る事項については，「二. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には，組織について「二. (イ) その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に，実施する各段階について「二. (ロ) その後の設計，工事等の各段階とその審査」に，品質管理の方法について「二. (ハ) その後の設計に係る品質管理の方法」，「二. (ニ) 工事に係る品質管理の方法」及び「二. (ホ) 使用前事業者検査の方法」に，設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「二. (ヘ) 設工認における調達管理の方法」に，文書管理について「二. (ト) その後の設計，工事等における文書及び記録の管理」に，不適合管理について「二. (チ) その後の不適合管理」に記載する。</p> <p>また，設工認に基づき，「加工施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について，「ホ. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。</p>	<p>【今後の変更】</p> <p>「二. (ト) その後の設計，工事等における文書及び記録の管理」については，記載を追加する。</p> <p>(二. (ト)項を参照)</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>ハ. 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）本文における七. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「事業変更許可本文七号」という。）に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち令和2年3月31日までに実施した業務は、事業変更許可本文七号に基づくものではないことから、令和2年3月31日までに実施した業務の実績については、本申請における活動実績に応じて記載する。</p> <p>(イ) 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>設計及び調達は、添8第1図に示す組織に係る体制で実施する。</p> <p>また、設計（「(ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法」）及び調達（「(ニ) 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を添8第1表に示す。</p> <p>添8第1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計及び調達について、責任と権限を持つ。</p>	<p>ハ. 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）本文における七. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「事業変更許可本文七号」という。）に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち令和2年3月31日までに実施した業務は、事業変更許可本文七号に基づくものではないことから、令和2年3月31日までに実施した業務の実績については、本申請における活動実績に応じて記載する。</p> <p>(イ) 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>設計及び調達は、添8第1図に示す組織に係る体制で実施する。</p> <p>なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち令和2年3月31日以前に実施した調達業務は添8第2図に示す組織に係る体制で実施した。</p> <p>また、設計（「(ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法」）及び調達（「(ニ) 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を添8第1表に示す。</p> <p>添8第1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計及び調達について、責任と権限を持つ。</p>	<p>本申請における調達業務は令和2年3月31日以前に実施した活動であるため、申請時の体制図である添8第1図とは別に当該調達業務を実施した当時の体制を添8第2図として示す。</p> <p>[実施した調達業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震源を特定せず策定する地震動の追加に係る燃料加工建屋の基礎地盤耐震影響評価業務 <p>ハ. (ニ)(1) 供給者の技術的評価：平成28年10月</p> <p>ハ. (ニ)(2) 供給者の選定：令和2年3月</p> <p>ハ. (ニ)(3) 調達管理：令和2年4月～令和3年3月</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>(1) 設計に係る組織</p> <p>設計は、添8第1表に示す主管箇所のうち、「(ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。</p> <p>この設計に必要な資料の作成を行うため、添8第1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>(2) 調達に係る組織</p> <p>調達は、添8第1表に示す組織の調達を主管する箇所で実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>(ロ) 本申請における設計の各段階とその審査</p> <p>本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、事業変更許可本文七号「ト. (ハ)設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>本申請における設計の各段階及び調達と事業変更許可本文七号との関係を添8第2表に示す。</p> <p>設計を主管する箇所の長は、添8第2表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>また、設計の各段階におけるレビューについては、添8第1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>(1) 設計に係る組織</p> <p>設計は、添8第1表に示す主管箇所のうち、「(ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。</p> <p>この設計に必要な資料の作成を行うため、添8第1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>(2) 調達に係る組織</p> <p>調達は、添8第1表に示す組織の調達を主管する箇所で実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p>(ロ) 本申請における設計の各段階とその審査</p> <p>本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、事業変更許可本文七号「ト. (ハ)設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>本申請における設計の各段階及び調達と事業変更許可本文七号との関係を添8第2表に示す。</p> <p>設計を主管する箇所の長は、添8第2表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>また、設計の各段階におけるレビューについては、添8第1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>変更なし</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>(ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、 「(1) 設計開発に用いる情報の明確化」, 「① 申請書作成のための設計」及び「② 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>(1) 設計開発に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を明確にする。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(2) 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。</p> <p>① 申請書作成のための設計</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。</p> <p>また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>② 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「(2) 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「(1) 設計開発に用いる情報の明確化」）で与え</p>	<p>(ハ) 本申請における設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、 「(1) 設計に用いる情報の明確化」, 「① 申請書作成のための設計」及び「② 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p> <p>(1) 設計に用いる情報の明確化</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計に用いる情報を明確にする。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(2) 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。</p> <p>① 申請書作成のための設計</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。</p> <p>また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>② 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「(2) 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「(1) 設計に用いる情報の明確化」）で与えられ</p>	<p>記載の適正化 （「設計開発」から「設計」 添付書類八内における表現方法の統一（以下、同じ変更箇所は、「（添付書類八内～）」を記載しない。））</p> <p>記載の適正化 （「設計開発」から「設計」）</p> <p>記載の適正化 （「設計開発」から「設計」）</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>られた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>また、この検証は、当該業務を直接実施した現設計者以外の者に実施させる。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>③ 申請書の作成</p> <p>事業許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が実施する本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な申請書を作成する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>④ 申請書の承認</p> <p>事業許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、本申請に必要な申請書を、「燃料製造事業部 品質保証推進会議」（以下「品質保証推進会議」という。）及び品質・保安会議へ付議し、審議を受ける。</p> <p>また、事業許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、品質保証推進会議及び品質・保安会議の審議を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>保安規定の認可を得た以降は、事業許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、本申請に必要な申請書を、品質保</p>	<p>た要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>ただし、当該設計を行った要員に当該設計の検証をさせない。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>③ 申請書の作成</p> <p>事業許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が実施する本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な申請書を作成する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>④ 申請書の承認</p> <p>事業許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、本申請に必要な申請書を、燃料製造安全委員会及び品質・保安会議へ付議し、審議を受ける。</p> <p>また、事業許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、燃料製造安全委員会及び品質・保安会議の審議を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>品質管理基準規則の施行による反映</p> <p>（品質管理基準規則第三十一条第3項（設計開発の検証）に基づき、「また、この検証は、当該業務を直接～」から「ただし、当該設計を行った～」に変更）</p> <p>【今後の変更】</p> <p>ハ. (ハ)(2)③及び④ 記載の適正化</p> <p>（「事業許可に係る官庁申請を主管する箇所の長」から「事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所の長」）</p> <p>保安規定の認可を受け、品質保証推進会議に代えて申請時点の保安規定*の第11条に基づく燃料製造安全委員会の審議を受けているため反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号）</p> <p>※参考資料2参照</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p style="color: red;">証推進会議に代えて設置する燃料製造安全委員会及び品質・保安会議へ付議し、審議を受ける。</p> <p>(3) 設計における変更 設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例 設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、令和2年3月31日までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達製品の検証については、事業変更許可本文七号に基づく設計管理は適用しない。</p> <p>(二) 本申請における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、以下に示す管理を実施する。</p> <p>(1) 供給者の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(2) 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、</p>	<p>(3) 設計における変更 設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例 設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、令和2年3月31日までに実施した本申請における申請書作成に係る基本設計に係る調達製品の検証については、事業変更許可本文七号に基づく設計管理は適用しない。</p> <p>(二) 本申請における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、以下に示す管理を実施する。</p> <p>(1) 供給者の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達物品等を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(2) 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、</p>	<p>本申請において、調達業務を令和2年3月31日以前に実施しているため、その旨の特例を記載しているが、申請書作成に係る社内手続きは令和2年4月1日以降に実施しているため、既許可の記載に対し削除する。</p> <p>【今後の変更】 記載の適正化（「申請書作成に係る」を削除）</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （品質管理基準規則第三十四条第1項（調達プロセス）に基づき、「調達製品」から「調達物品等」に変更）</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>「ハ. (ニ)(1) 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。</p> <p>また、調達を主管する箇所の長は、供給者に対して品質保証計画書を提出させ審査する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(3) 調達管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。</p> <p>① 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「② 調達した役務の検証」参照）</p> <p>② 調達した役務の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。</p> <p>供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>(4) 請負会社他品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活</p>	<p>「ハ. (ニ)(1) 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。</p> <p>また、調達を主管する箇所の長は、供給者に対して品質保証計画書を提出させ審査する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(3) 調達管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質マネジメントシステムに係る活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>① 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、調達物品等要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「② 調達した役務の検証」参照）</p> <p>② 調達した役務の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達した役務が調達物品等要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。</p> <p>供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>(4) 請負会社他品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を</p>	<p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>記載の適正化（他箇所との整合） （「～は以下のとおり」から「～を」）</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （品質管理基準規則第三十四条第1項（調達プロセス）に基づき、「調達要求事項」から「調達物品等要求事項」に変更）</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(ホ) 本申請における文書及び記録の管理</p> <p>本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(へ) 本申請における不適合管理</p> <p>本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>ニ. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、事業変更許可本文七号に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>(イ) その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>その後の工事等の活動は、添8第1図に示す組織に係る体制で実施する。</p> <p>なお、「(ホ) 使用前事業者検査の方法」における「工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制」については、今</p>	<p>育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(ホ) 本申請における文書及び記録の管理</p> <p>本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(へ) 本申請における不適合管理</p> <p>本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> <p>ニ. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、事業変更許可本文七号に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>(イ) その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>その後の工事等の活動は、添8第1図に示す組織に係る体制で実施する。</p>	<p>本申請における設計活動の範囲において、不適合は発生していないことから不適合管理の実績に関する記載を削除する。</p> <p>新たな検査部門として事業者検査課、調達を一元的に管理する部門として調達室の保安組織編入によ</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>後，新たに検査部門を設置する。</p> <p>また，「(へ) 設工認における調達管理の方法」における「調達を主管する箇所」については，今後，新たに調達先を一元的に管理する部門を設置する。</p> <p>(ロ) その後の設計，工事等の各段階とその審査</p> <p>(1) 設計及び工事等のグレード分けの適用 設計及び工事等におけるグレード分けは，MOX燃料加工施設の安全上の重要度に応じて行う。</p> <p>(2) 設計及び工事等の各段階とその審査 設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，その後における設計及び工事等の各段階において，レビューを実施するとともに，記録を管理する。 なお，設計の各段階におけるレビューについては，設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>(ハ) その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する箇所の長は，設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>(1) 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主管する箇所の長は，設工認に必要な要求事項を明確にする。</p> <p>(2) 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主管する箇所の長は，各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p>	<p>(ロ) その後の設計，工事等の各段階とその審査</p> <p>(1) 設計及び工事等のグレード分けの適用 設計及び工事等におけるグレード分けは，MOX燃料加工施設の安全上の重要度に応じて行う。</p> <p>(2) 設計及び工事等の各段階とその審査 設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，その後における設計及び工事等の各段階において，レビューを実施するとともに，記録を管理する。 なお，設計の各段階におけるレビューについては，設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>(ハ) その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する箇所の長は，設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>(1) 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主管する箇所の長は，設工認に必要な要求事項を明確にする。</p> <p>(2) 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主管する箇所の長は，各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p>	<p>り，添8第1図に反映したことから記載を削除する。</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>(3) 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>① 基本設計方針の作成（設計1）</p> <p>設計を主管する箇所の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p>② 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>③ 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理</p> <p>設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>④ 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「(3) 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「(1) 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「(2) 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、</p>	<p>(3) 設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>① 基本設計方針の作成（設計1）</p> <p>設計を主管する箇所の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p>② 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>③ 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理</p> <p>設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>④ 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「(3) 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「(1) 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「(2) 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、</p>	<p>変更なし</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。</p> <p>⑤ 設工認申請書の作成</p> <p>設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が実施する設計からのアウトプットを基に、設工認申請書を作成する。</p> <p>⑥ 設工認申請書の承認</p> <p>設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設工認申請書を、品質保証推進会議へ付議し、審議を受けた後に承認を得る。</p> <p>また、保安規定の認可を得た以降は、設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、品質保証推進会議に代えて設置する燃料製造安全委員会へ付議し、審議を受けた後に承認する。</p> <p>(4) 設計における変更</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p> <p>(二) 工事に係る品質管理の方法</p> <p>工事を主管する箇所の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「(へ) 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>(1) 具体的な設備の設計の実施（設計3）</p>	<p>組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。</p> <p>⑤ 設工認申請書の作成</p> <p>設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が実施する設計からのアウトプットを基に、設工認申請書を作成する。</p> <p>⑥ 設工認申請書の承認</p> <p>設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設工認申請書を、燃料製造安全委員会へ付議し、審議を受けた後に承認を得る。</p> <p>(4) 設計における変更</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p> <p>(二) 工事に係る品質管理の方法</p> <p>工事を主管する箇所の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「(へ) 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>(1) 具体的な設備の設計の実施（設計3）</p>	<p>保安規定の認可を受け、品質保証推進会議に代えて保安規定*の第11条に基づく燃料製造安全委員会の審議を受けるため反映（令和2年9月16日付け原規規発第2009163号）</p> <p>※参考資料2参照</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>工事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>(2) 具体的な設備の設計に基づく工事の実施</p> <p>工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>また、工事の取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期を設定する。</p> <p>(ホ) 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>(1) 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>① 実設備の仕様の適合性確認</p> <p>② 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>(2) 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するた</p>	<p>工事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>(2) 具体的な設備の設計に基づく工事の実施</p> <p>工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>(ホ) 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>(1) 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>① 実設備の仕様の適合性確認</p> <p>② 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>(2) 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するた</p>	<p>検査部門である事業者検査課の設置により、「二.(ホ)(3) 検査計画の管理」に含めるため、記載を削除する。</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>め、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>(3) 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施期日及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p> <p>(4) 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。</p> <p>(へ) 設工認における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>(1) 供給者の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>(2) 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮</p>	<p>め、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>(3) 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p> <p>(4) 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。</p> <p>(へ) 設工認における調達管理の方法 調達又は契約を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>(1) 供給者の技術的評価 契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達物品等を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>(2) 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮</p>	<p>検査部門である事業者検査課の設置により、ニ. (ニ)(2)の文章を包含する記載に変更する。 （「期日」から「時期」）</p> <p>ニ. (へ)(1)の主語が契約を主管する箇所の長に変更になったことを受けて本項の主語も変更する。 （「調達」から「調達又は契約」）</p> <p>調達室の保安組織編入により、供給者の技術的評価は契約を主管する箇所（調達室）が実施することによる変更 （「調達」から「契約」）</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （品質管理基準規則第三十四条第1項（調達プロセス）に基づき、「調達製品」から「調達物品等」に変更）</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>(3) 調達製品の調達管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下に基づき業務を実施する。</p> <p>① 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「② 調達製品の管理」参照）</p> <p>② 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>③ 調達物品等の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。</p> <p>供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p>	<p>し、業務の重要度に応じてグレード分けを行うとともに、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。</p> <p>また、契約を主管する箇所の長は、「（1）供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。</p> <p>(3) 調達物品等の調達管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質マネジメントシステムに係る活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下に基づき業務を実施する。</p> <p>① 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、調達物品等要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「② 調達物品等の管理」参照）</p> <p>② 調達物品等の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達物品等が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>③ 調達物品等の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達物品等が調達物品等要求事項を満たしていることを確実にするために調達物品等の検証を行う。</p> <p>供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達物品等のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p>	<p>調達室の保安組織編入により、契約を主管する箇所（調達室）の長と調達を主管する箇所の長との業務を明確にするため記載を変更する。</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （品質管理基準規則第三十四条第1項（調達プロセス）に基づき、「調達製品」から「調達物品等」、「調達要求事項」から「調達物品等要求事項」に変更）</p> <p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>(4) 請負会社他品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。</p> <p>(ト) その後の設計、工事等における文書及び記録の管理</p> <p>その後の設計、工事等における文書及び記録については、事業変更許可本文七号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>(チ) その後の不適合管理</p> <p>その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> <p>ホ. 適合性確認対象設備の施設管理</p> <p>工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査の結果により確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づきMOX燃料加工施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>	<p>(4) 請負会社他品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。</p> <p>(ト) その後の設計、工事等における文書及び記録の管理</p> <p>その後の設計、工事等における文書及び記録については、事業変更許可本文七号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>(チ) その後の不適合管理</p> <p>その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> <p>ホ. 適合性確認対象設備の施設管理</p> <p>工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査の結果により確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づきMOX燃料加工施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>	<p>品質管理基準規則の施行による反映 （「品質保証活動」から「品質マネジメントシステムに係る活動」）</p> <p>【今後の変更】</p> <p>「二. (ト) その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」については、設工認の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」と項目および記載の整合のため、識別管理及びトレーサビリティに関する記載を追加する。</p> <p>[変更内容]</p> <p>(ト) その後の設計、工事等における文書及び記録の管理、識別管理及びトレーサビリティ (中略)</p> <p>その後の工事等の活動に係る計測器、機器、弁及び配管等については、適切に識別管理等を実施する。</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）			変更後（赤字：変更対象箇所）			備考（変更理由等）
添8第1表 設計及び調達の実施の体制			添8第1表 設計及び調達の実施の体制			本申請における実施体制の適正化 （燃料製造建設所） 【今後の変更】 添8第1表については各プロセスを主管する箇所である「設計を主管する箇所」，「調達を主管する箇所」，「事業変更許可に係る官庁申請を主管する箇所」，「供給者に対する監査を主管する箇所」を明示する。
プロセス		燃料製造事業部 主管箇所	プロセス		主管箇所	
ハ. (ハ)	本申請における設計に係る品質管理の方法	燃料製造計画部 燃料製造建設所	ハ. (ハ)	本申請における設計に係る品質管理の方法	燃料製造事業部 燃料製造建設所	
ハ. (ニ)	本申請における調達管理の方法	燃料製造建設所	ハ. (ニ)	本申請における調達管理の方法		

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）					変更後（赤字：変更対象箇所）					備考（変更理由等）
添8第2表 本申請における設計の各段階及び調達 (事業変更許可本文七号との関係)					添8第2表 本申請における設計の各段階及び調達 (事業変更許可本文七号との関係)					記載の適正化 (「設計開発」から「設計」)
各段階		事業変更許可本文七号の対応項目	概要		各段階		事業変更許可本文七号の対応項目	概要		
設計	ハ. (ハ)	本申請における設計に係る品質管理の方法	ト. (ハ)(1) 設計開発計画	本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画	ハ. (ハ)	本申請における設計に係る品質管理の方法	ト. (ハ)(1) 設計開発計画	本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画		
	ハ. (ハ)(1)	設計開発に用いる情報の明確化	ト. (ハ)(2) 設計開発に用いる情報	本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化	ハ. (ハ)(1)	設計に用いる情報の明確化	ト. (ハ)(2) 設計開発に用いる情報	本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化		
	ハ. (ハ)(2) ①※	申請書作成のための設計	ト. (ハ)(3) 設計開発の結果に係る情報	本申請における申請書作成のための設計	ハ. (ハ)(2) ①※	申請書作成のための設計	ト. (ハ)(3) 設計開発の結果に係る情報	本申請における申請書作成のための設計		
	ハ. (ハ)(2) ②	設計のアウトプットに対する検証	ト. (ハ)(5) 設計開発の検証	本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック	ハ. (ハ)(2) ②	設計のアウトプットに対する検証	ト. (ハ)(5) 設計開発の検証	本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック		
	ハ. (ハ)(3) ※	設計における変更	ト. (ハ)(7) 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応	ハ. (ハ)(3) ※	設計における変更	ト. (ハ)(7) 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応		
調達	ハ. (ニ)	本申請における調達管理の方法	ト. (ニ) 調達	本申請に必要な設計に係る調達管理	ハ. (ニ)	本申請における調達管理の方法	ト. (ニ) 調達	本申請に必要な設計に係る調達管理		
※：「ハ. (ロ) 本申請における設計の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。					※：「ハ. (ロ) 本申請における設計の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。					

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>（■）：MOX燃料加工施設の加工の事業に関する部署）（令和2年9月1日現在） ※：保安規定の認可を得た以降は、燃料製造安全委員会に代える。</p>	<p>（■）：MOX燃料加工施設の加工の事業に関する部署）（令和3年12月1日現在）</p>	<p>申請時点（令和3年12月1日現在）の体制による差異 【今後の変更】 補正時点の体制を反映</p> <p>本図の呼び込み元の「ハ.（イ） 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」の主旨から「適合性に関する体制表」から「組織図」に変更する。</p>
<p>添8第1図 適合性確認に関する体制表</p>	<p>添8第1図 組織図</p>	<p>（上記の通り）</p>

MOX燃料加工施設 事業変更許可申請書 添付書類八「品質管理」前後対比表

変更前（令和2年12月9日許可）（赤字：変更対象箇所）	変更後（赤字：変更対象箇所）	備考（変更理由等）
<p>(なし)</p>	<p>(■ : MOX燃料加工施設の加工の事業に関する部署) (令和2年3月1日現在) ※: 保安規定の許可を得た以降は、燃料製造安全委員会に代える。</p> <p>添8第2図 令和2年3月31日以前の組織図</p>	<p>本申請における調達業務は、令和2年3月31日以前に実施した活動であるため、申請時の体制図である添8第1図とは別に当該調達業務を実施した当時の体制図を添8第2図として示す。</p>

制 定 2020年9月16日：規程第127号
最終改正 2022年6月29日：規程第127号-1
施 行 2022年6月30日
所管部署 燃料製造事業部 燃料製造建設所 保安管理課

再処理事業所

MOX燃料加工施設保安規定

(抜粋)

日本原燃株式会社

3 保安活動に従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。

(品質・保安会議の審議事項、構成等)

第10条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。

- (1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更
- (2) この規定の変更
- (3) 社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）
- (4) 第7条に基づく加工の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施計画

2 品質・保安会議は、安全・品質本部長を議長とし、安全・品質本部副本部長、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。

3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。

- (1) 会議は、安全・品質本部副本部長、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。

ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。

- (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。

- (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部副本部長、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。

- (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。

4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。

5 社長は、前項の報告を尊重する。

(燃料製造安全委員会の審議事項、構成等)

第11条 燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。

- (1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項
- (2) 加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項
- (3) この規定の変更
- (4) 加工施設の品質マネジメントシステムに係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）
- (5) 表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃
- (6) この規定に基づく保安教育の実施計画の策定及びその変更
- (7) その他事業部長が必要と認める事項

2 燃料製造安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。

3 燃料製造安全委員会の運営は、各号によるものとする。

- (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。

ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。

- (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。

制 定	2020年9月16日	: 規程第127号
最終改正	2020年9月16日	: 規程第127号
施 行	2020年9月17日	

再処理事業所

MOX燃料加工施設保安規定

(抜粋)

日本原燃株式会社

第2章 品質マネジメントシステム

(品質マネジメントシステム計画)

第5条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

1 目的

本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2 適用範囲

本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の保安活動に適用する。

3 定義

本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。

(1) 加工施設

法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。

(2) ニューシア

原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。

4 品質マネジメントシステム

4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

(1) 第6条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）

(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）

a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度

- c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
- d. 要員に周知され、理解されていること。
- e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

5.4 計画

5.4.1 品質目標

- (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）
- (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

- (1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。
- (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。（「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。）
 - a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）
 - b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持
 - c. 資源の利用可能性
 - d. 責任及び権限の割当て

5.5 責任、権限及びコミュニケーション

5.5.1 責任及び権限

- (1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）
- (2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）
- (3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。

5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者

社長は、第7条第2項(2)、(3)、(5)及び(6)に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

第3章 保安管理体制

(保安に関する組織)

第6条 加工施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。

(職務)

第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。

2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。

(1) 社長は、加工の事業に関する職務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。

(2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。

(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

(6) 事業部長は、加工施設に係る保安業務を統括するとともに、加工施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

(7) 燃料製造計画部長は、保全プログラムの策定に関する業務を行う。

(8) 品質保証部長は、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長を指揮し、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。

(9) 燃料製造建設所長は、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、ペレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長を指揮し、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、ペレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。

(10) 品質保証課長は、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の記録に関する業務を行う。

(11) 事業者検査課長は、使用前事業者検査に関する施設管理の業務を行う。

(12) 安全管理課長は、建設工事に係る作業管理に関する業務を行う。

(13) 教育課長は、保安教育の計画及び実施に関する業務を行う。

(14) 建設管理課長は、作業管理の計画及び実施並びに検査及び試験管理の計画に関する施設管理の業務を行う。

(15) 保安管理課長は、保安活動に関する統括及びこの規定の変更に関する業務を行う。また、核燃料取扱主任者の指揮の下で第9条に定める核燃料取扱主任者の職務等を補佐する。

(16) 許認可業務課長は、加工施設の事業変更許可並びに設計及び工事の計画の認可の申請に関する業務を行う。

(17) ペレット機械課長は、燃料加工建屋の機械設備（原料の受け入れからペレット加工の設備まで、換気空調設備（ローカルクーラ、パッケージを含む。）、固体廃棄設備、及び重大事故等

(品質・保安会議の審議事項、構成等)

第10条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。

- (1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更
- (2) この規定の変更

(3) 社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）

2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。

3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。

- (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。

ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。

- (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。

- (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。

- (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。

4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。

5 社長は、前項の報告を尊重する。

6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。

(燃料製造安全委員会の審議事項、構成等)

第11条 燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。

- (1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項

- (2) 加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項

- (3) この規定の変更

- (4) 加工施設の品質マネジメントシステムに係る事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）

- (5) 表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃

- (6) この規定に基づく保安教育の実施計画の策定及びその変更

- (7) その他事業部長が必要と認める事項

2 燃料製造安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。

3 燃料製造安全委員会の運営は、各号によるものとする。

- (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。

ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。

- (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。

- (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。
- 4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
 - 5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。
 - 6 事業部長は、前項の報告を尊重する。

(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)

第12条 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。

- 2 安全・品質改革委員会は、品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。
- 3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
- 4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
- 5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。